

人権教育・啓発に関する野田市行動計画 （第二次改訂版）

（素案）

平成27年 月

野 田 市

人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第二次改訂版）目次

第1章 計画策定の背景	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国の動き	1
3 千葉県の動き	2
第2章 計画の基本理念	5
1 計画の趣旨	5
2 計画の目標	6
3 計画の期間	6
4 施策の体系	7
第3章 人権に関する意識の現状	8
第4章 計画の内容	14
目標（1）様々な場における人権教育・啓発の施策の推進	14
1 学校	14
2 家庭	20
3 地域社会	24
4 職場	26
5 特定職業従事者 （地方公務員（市職員）、教職員、保健・医療・福祉関係者）	28
目標（2）各人権課題に対する施策の推進	32
1 女性	32
2 子ども	43
3 高齢者	53
4 障がい者	61
5 同和問題	70
6 外国人	74
7 HIV感染者など	77
8 様々な人権課題など （刑を終えて出所した人、犯罪被害者やその家族、インターネットなどによる人権侵害、性的指向などにおける人権問題、性同一性障害者に関する人権問題、大規模災害に関する人権問題、	79

その他）

目標（３）人権擁護の充実 -----	90
目標（４）計画の推進 -----	92
1 推進体制 -----	92
2 関係機関・団体との連携 -----	92
3 人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進 -----	93
4 計画のフォローアップ及び見直し -----	94

参考資料

・用語集 -----	96
------------	----

第1章 計画策定の背景

第 1 章 計画策定の背景

1 国際的な人権尊重の流れ

20 世紀に 2 度の大戦を経験した教訓から、国際連合は昭和 23（1948）年の第 3 回国連総会において、基本的人権の尊重をうたった世界人権宣言を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と宣言しました。

その後も、この世界人権宣言の趣旨を実現するため、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（昭和 40（1965）年）、国際人権規約（昭和 41（1966）年）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（昭和 54（1979）年）や児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（平成元（1989）年）、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言（平成 5（1993）年）など多くの条約や宣言の採択を行い、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

しかし、このような取組にも関わらず、世界各地ではいまだに人種や民族、宗教の対立や地域紛争などによる人権侵害があり、多くの国で人種差別や女性差別などの人権侵害が行われている現実があります。

このように深刻な国際社会の諸問題を受けて、世界人権宣言採択 45 周年となる平成 5（1993）年にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、平成 6（1994）年の第 49 回国連総会では、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と定め、加盟各国において人権教育を積極的に推進するよう「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（以下「国内行動計画」という。）が策定されました。この計画の終了を受け、引き続き人権教育を推進する目的で、平成 17（2005）年から、初等・中等教育や高等教育等に重点を置く「世界人権教育プログラム」が実施されています。

2 国の動き

国では、国際人権規約を始め、人権に関する条約を締結するなど、国際社会の一員として取組を進めています。また、憲法で定める基本的人

権の尊重を基本原理として様々な人権に関する国内法を整備するとともに、国連が決議した「人権教育のための国連 10 年行動計画」の趣旨に基づき、平成 9（1997）年 7 月に国内行動計画を策定し、公表しました。

平成 8（1996）年 12 月には、人権擁護施策推進法が制定され、人権教育・啓発に関する施策を推進することが国の責務と定められるとともに、それらの施策の総合的な推進に関する基本的事項について調査審議するため、人権擁護推進審議会が法務省に設置されました。

人権擁護推進審議会は、平成 11（1999）年 7 月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、平成 13（2001）年 5 月に「人権救済制度の在り方について」、同年 12 月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申を行いました。これらの答申は、人権侵害の被害者救済制度や人権擁護委員制度の改革などを内容とするもので、現在も検討されています。

また、平成 12（2000）年 12 月には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、人権教育・啓発に関する施策を策定し実施することが国及び地方公共団体の責務として明記されました。この法律を受け、国は平成 14（2002）年 3 月「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

その後、平成 23（2011）年 4 月の閣議決定を受け、北朝鮮当局による拉致問題等についての取組が加えられました。

3 千葉県の動き

県では、人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るため、国内行動計画や人権擁護推進審議会答申などに沿った関連施策を実施してきました。その後、県は、取り組むべき人権施策や施策展開の方向性などを明らかにした指針を策定するため設置した、学識経験者からなる千葉県人権問題懇話会から、平成 15（2003）年 9 月「千葉県の人権施策のあり方について」の提言を受け、平成 16（2004）年 2 月に千葉県人権施策基本指針を策定しました。

この基本指針では、「県民一人ひとりが人間として尊重され、安心して

いきいきと暮らせる地域社会の創造」を基本理念として、県民誰もが地域社会を創るパートナーとして、互いの個性や人格を尊重し合い、真に人権が尊重される地域づくりに取り組むことを目指しています。

なお、依然として様々な人権問題が存在すること、各法令等との整合性を図る必要もあることから、人権をめぐる状況の変化を踏まえて指針を見直すことが予定されています。

第2章 計画の基本理念

第2章 計画の基本理念

1 計画の趣旨

人権とは、全ての人間が生まれながらにして持っている人間の尊厳に基づく権利で、これは、社会生活を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸せな生活を営むために欠かすことができない権利です。

野田市では、昭和55（1980）年5月の「野田市民憲章」の制定、昭和61（1986）年10月の「平和祈念碑」の建立、平成9（1997）年5月の「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言」などの取組を節目としながら、これらに示された理念や野田市総合計画に基づき人権問題の解決を図るための諸施策を進めてきました。

さらに、平成12（2000）年12月の人権教育・啓発推進法の施行により、人権教育及び人権啓発の推進に関する施策を策定し実施することが地方公共団体の責務とされたことを受けて、平成14（2002）年2月、野田市における人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するための基本指針となる「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画を策定しました。

その後、計画期間が満了することに合わせ、平成17（2005）年度からの人権施策を推進するための基本指針として、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定、様々な人権施策を推進し、平成22（2010）年にはその改訂版を策定しました。

以後、人権施策推進課が各分野の施策を横断的に把握しつつ、学校教育、家庭教育、社会教育、企業教育、特定職業従事者への人権教育・啓発に関する施策や、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などの個人人権課題に関する施策について積極的に推進してきました。

今般、改訂版の計画期間が満了するに当たり、基礎となる法律などの改正はありませんでしたが、本行動計画の取組について検証し、平成25（2013）年9月に「野田市人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施した結果、今後取組を充実すべきものとして意見が多かった「学校や地域における人権教育の充実」などを踏まえ、野田市の実態に合わせて、これまでの課題や施策を精査する形で見直しを行

い、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第二次改訂版）」を策定するものです。

本行動計画の基本理念を「市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会」とし、人権が市民相互の間において尊重される地域社会を目指します。

2 計画の目標

本行動計画の基本理念を実現するため、次の四つの目標を掲げます。

(1) 様々な場における人権教育・啓発の施策の推進

学校、家庭、地域社会、職場及び特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

(2) 各人権課題に対する施策の推進

女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、H I V感染者など、様々な人権課題などに対する施策の推進

(3) 人権擁護の充実

相談窓口の充実、人権擁護機関と連携した人権救済制度の周知及び人権侵害への対応

(4) 計画の推進

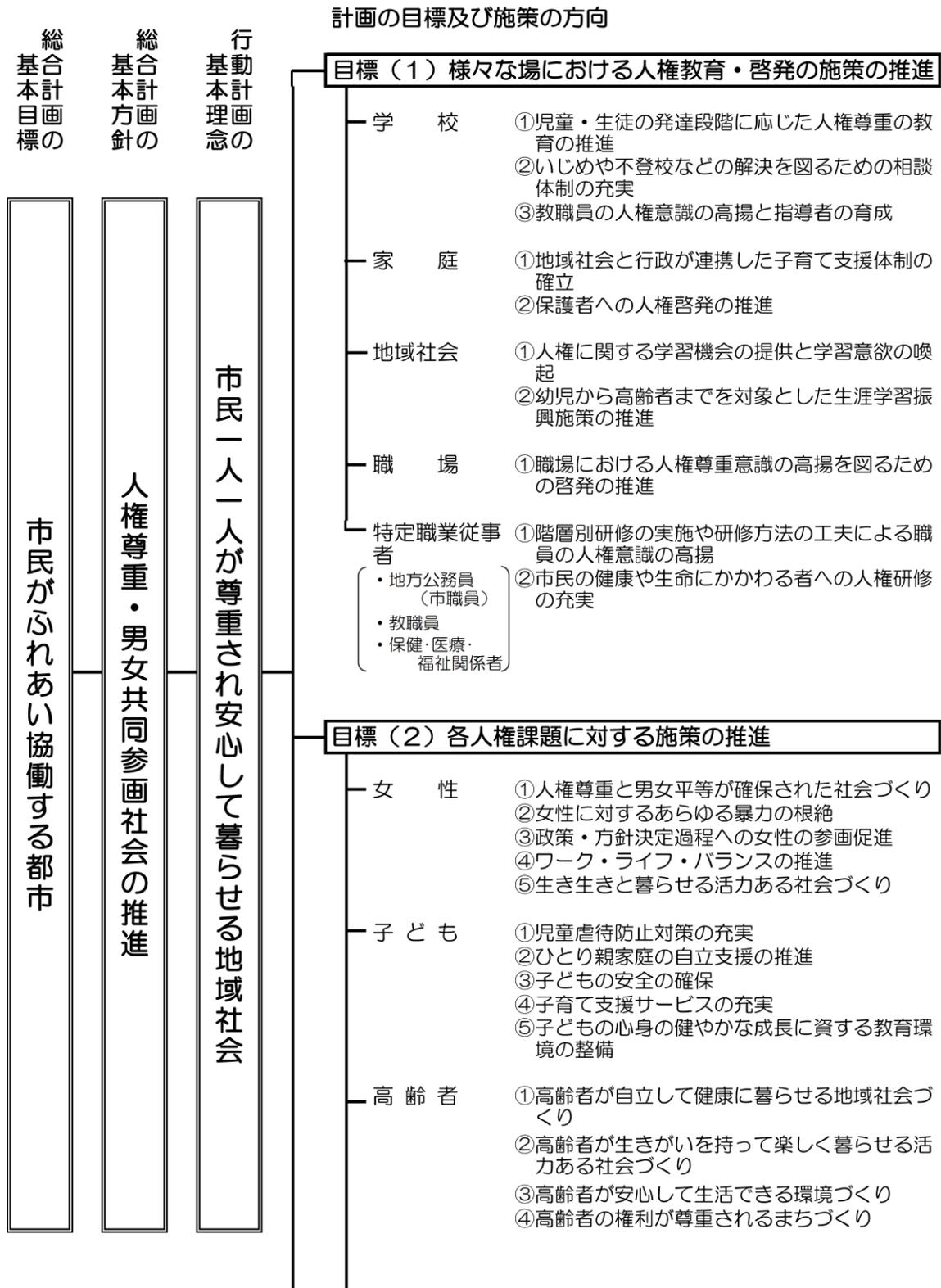
推進体制、関係機関・団体との連携、人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進、計画のフォローアップ及び見直し

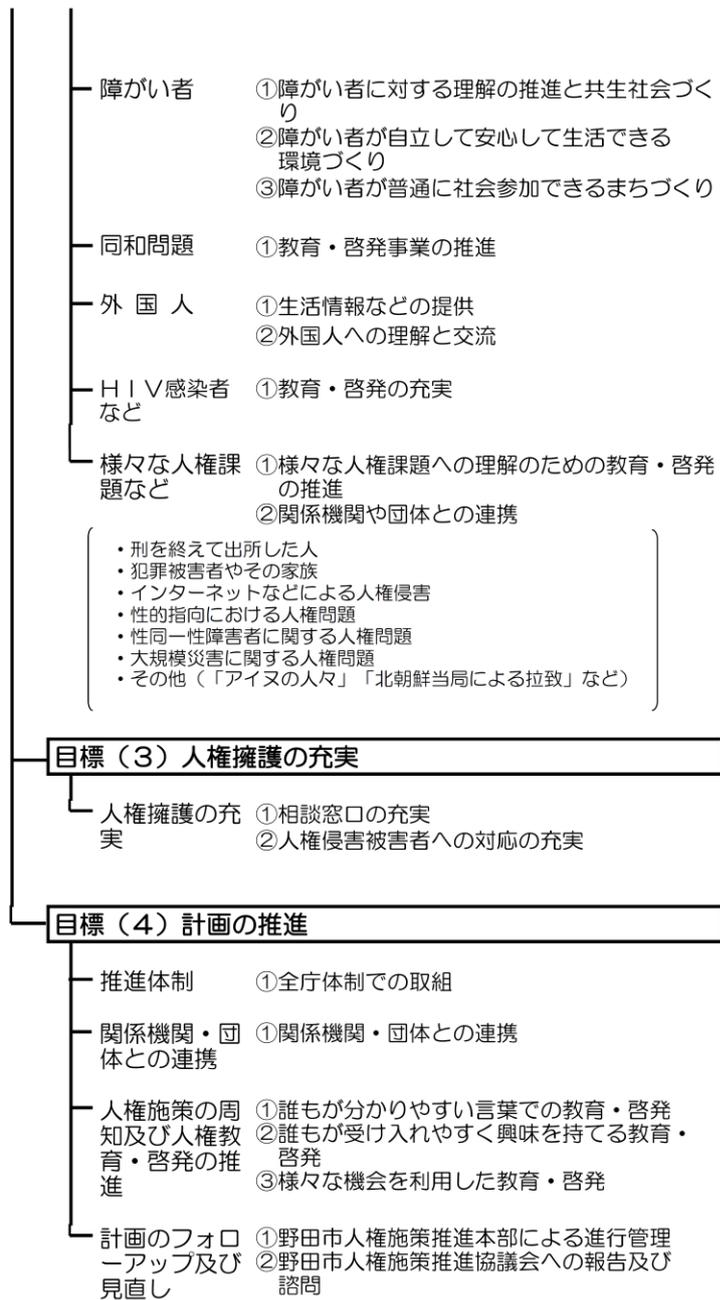
3 計画の期間

平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間とします。

なお、この間においても、社会情勢や法改正に合わせて適宜見直すこととします。

4 施策の体系





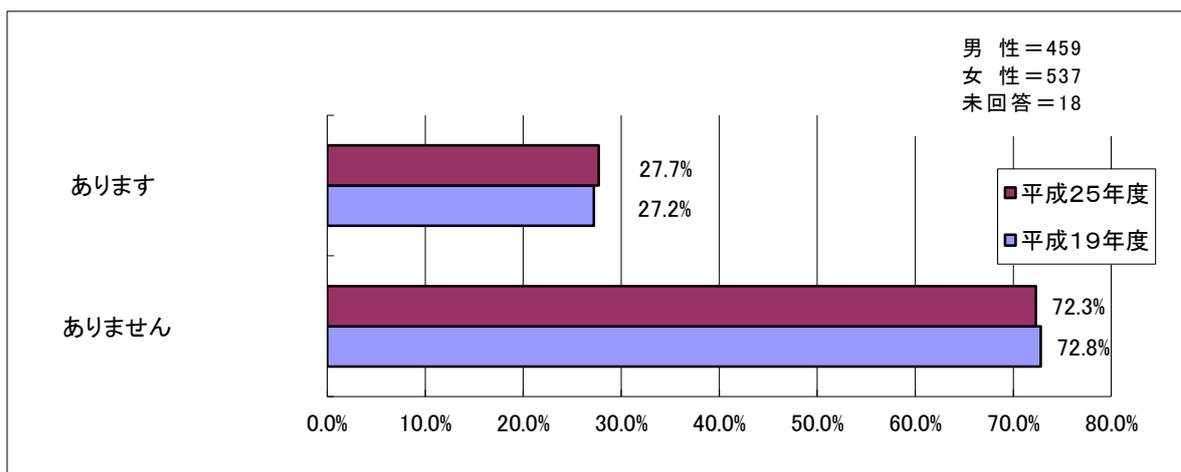
第3章 人権に関する意識の現状

第3章 人権に関する意識の現状

国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する制度の整備や施策の推進が図られてきましたが、依然として、様々な人権問題が存在しています。

平成 25（2013）年に実施した「市民意識調査」（市内在住 20 歳以上の男女 2,200 人を対象、回収率 47.27%）によると、「あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか、それともそういうことはありませんか。」との問いに対して「ある」と回答した人が 27.7%となっています。性別では男性が 24.4%、女性が 29.8%となっています。

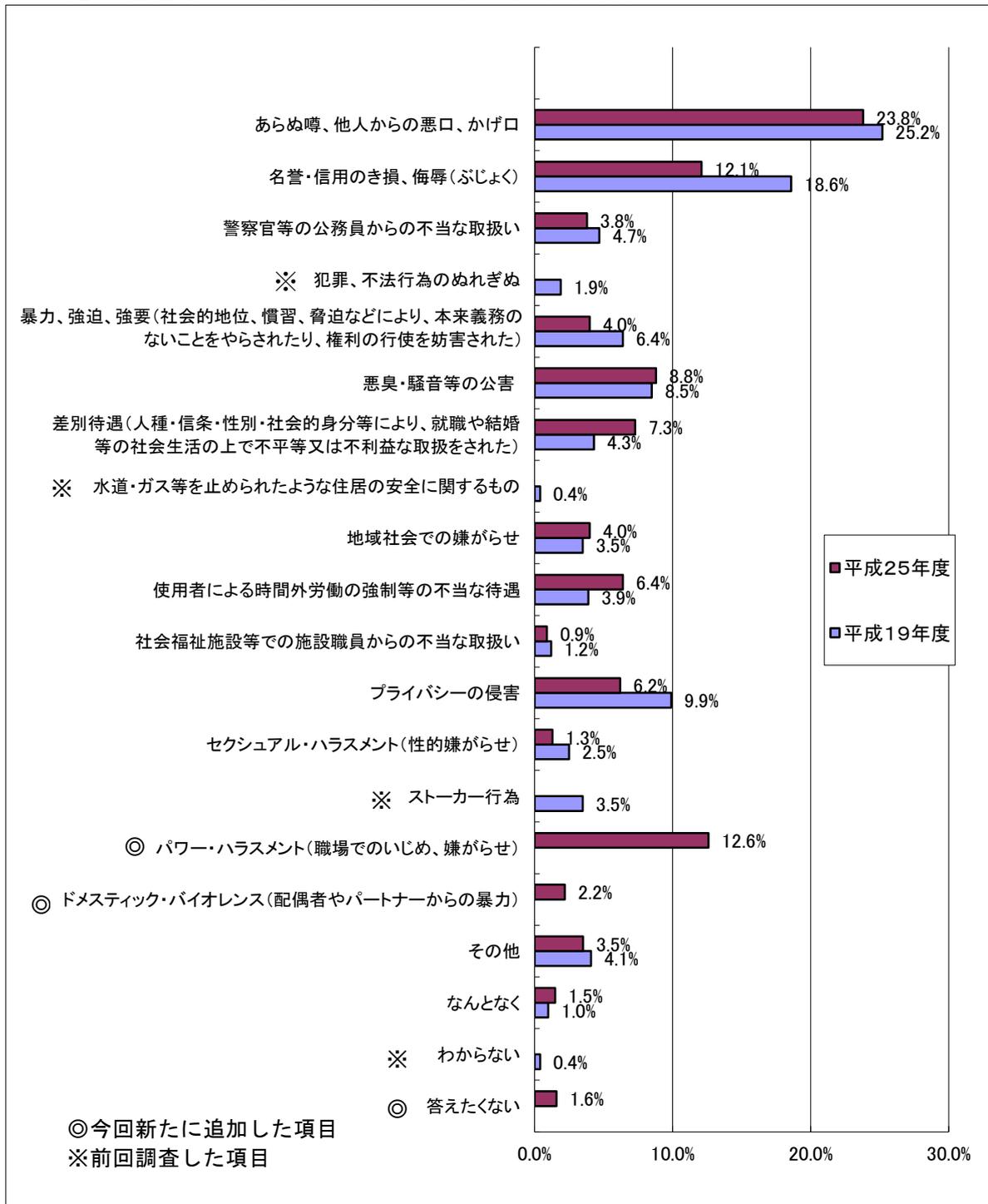
あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか、それともそういうことはありませんか。



資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

次に「人権が侵害されたと思ったのはどのような場合ですか」との問いに対しては、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が 23.8%、次いで今回新たに追加した「パワー・ハラスメント」が 12.6%と多く、「名誉・信用のき損、侮辱」は 12.1%となっています。

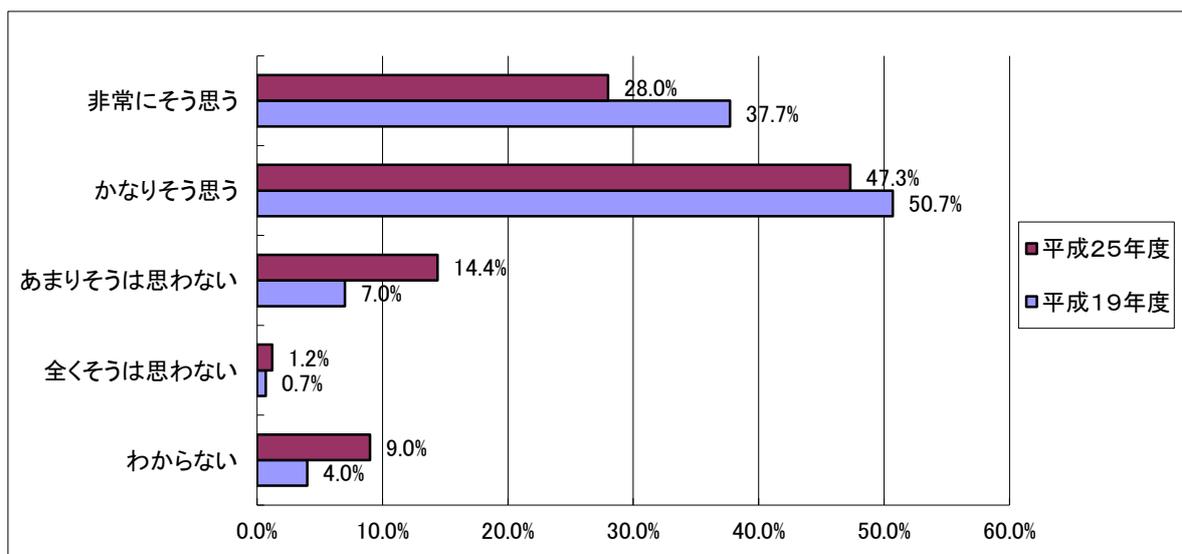
人権が侵害されたと思ったのはどのような場合ですか



資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

さらに、「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、あなたはどのように思いますか。」との問いに対して、「非常にそう思う」、「かなりそう思う」と回答した方を合わせると 75.3%に上りました。

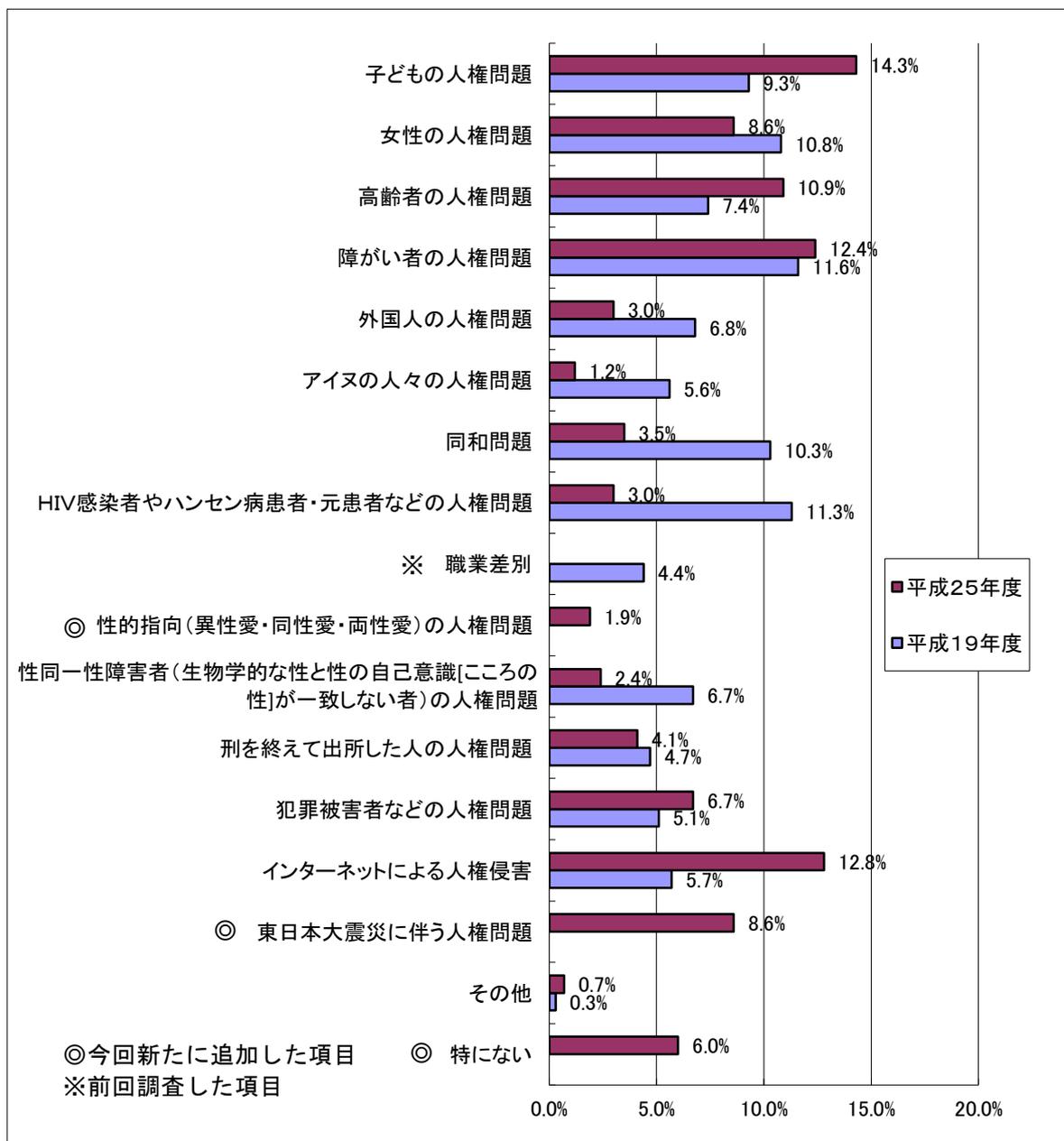
「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について、あなたはどのように思いますか。



資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

関心のある人権問題（複数回答）としては、子どもの人権問題（14.3%）、インターネットによる人権侵害（12.8%）となっています。

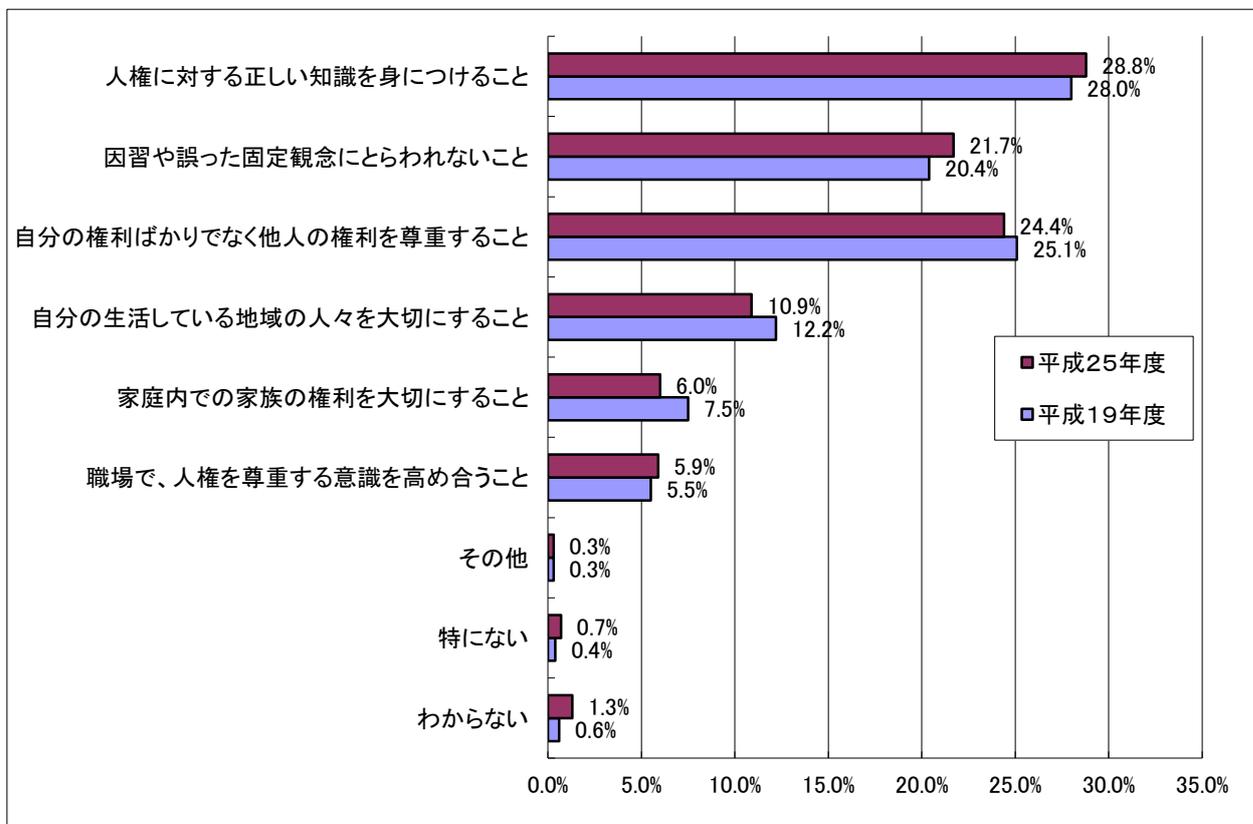
あなたの関心がある人権問題はどれですか。（複数回答）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

また、市民一人一人が、人権を尊重し合うために心がけたり行動すべきことはどのようなことかを聞いたところ、人権に対する正しい知識を身につけること（28.8%）、自分の権利ばかりでなく、他人の権利を尊重すること（24.4%）、因習や誤った固定観念にとらわれないこと（21.7%）の順になっており、人権教育・啓発の取組が必要だと考えている方が大変多いことが分かりました。

あなたは、市民一人一人が、人権を尊重し合うために、心がけたり行動すべきことはどのようなことだと思いますか。（複数回答 3つまで）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

以上のことから、子どもの人権問題やインターネットによる人権侵害について正しく理解し、自分の人権のみならず他人の人権についても相互に尊重し合う、人権教育・啓発に関する施策の必要性がますます高まっている状況にあると言えます。

第4章 計画の内容

目標（1）様々な場における人権教育・
啓発の施策の推進

第4章 計画の内容

目標 （1）様々な場における人権教育・啓発の施策の推進

教育は、個人個人の才能を開花させ、一人の人間として自立させるとともに、家族や社会の一員として他の人を尊重し、誇りと責任を持って生きていくことを学ぶものです。

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、様々な取組を行うことが求められています。

啓発活動についても、広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、人権を尊重することの重要性を認識させるとともに、その意識を日常生活の中での態度・行動において根付かせるために欠かせないものです。

平成12（2000）年12月に施行された人権教育・啓発推進法では、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」としています。

野田市では、同法の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を様々な場において推進しています。

1 学校

施策の方向 ①児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育の推進

学校は、幼児・児童・生徒がそれぞれの人格を持った一人の人間として尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場です。そのためには、子どもが自分を含めた全ての人々の人権について、理解を深められるように、教育活動全体を通して人権尊重の教育を推進することが大切です。

そのため、市の学校教育指導指針を基に、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育、関係機関との連携、教職員の人権意識の高揚と指導者の育成、家庭との連携を進めるための保護者への人権教育を推進します。

ア．「心の教育」の充実（担当課：指導課、保育課）

【現状・課題】

野田市では、学校教育指導目標で、学校と地域が一体となり、特色ある学校の創造を通して「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、幼児・児童・生徒の育成を掲げ、生涯にわたる人間形成の基礎づくりとしての学校教育を基本方針としています。

また、市の学校教育指導指針において、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育、関係機関との連携、教職員の人権意識の高揚と指導者の育成、家庭との連携を進めるため、保護者への人権教育の推進を明記しています。

人権教育について、中学校の職場体験学習の一環として、直営保育所では中学生の保育体験受入れを行っており、様々な年齢層の触れ合い、語り合いの場を設けております。

また、学校教育においても、社会福祉施設の訪問やボランティア活動などによる高齢者や障がい者との交流、異なる学年の児童・生徒と一緒に活動する時間を取り入れた学習、人権擁護委員などとの連携による「中学生人権講演会」など、人権教育の視点からの取組を展開してきました。

【取組の方針】

豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心、生命の尊重など、道徳性を育成する「心の教育」の充実を図るとともに、児童・生徒自らが人権を意識し、行動していく気運を醸成するための人権教育を推進していきます。

また、特色ある学校の創造、地域とともに幼児・児童・生徒を育む学校作りについて積極的に取り組むため、地域や幼稚園、保育所、学校の更なる連携強化に努め、異世代との交流活動を推進します。

【主な取組】

- ・ 地元自治会やいきいきクラブ（老人クラブ）と協力した、公立保育所園庭での保育所行事や伝承遊び等による高齢者との触れ合い活動
- ・ 人権問題に対する正しい認識を養うため、「学校人権教育研究校」の指

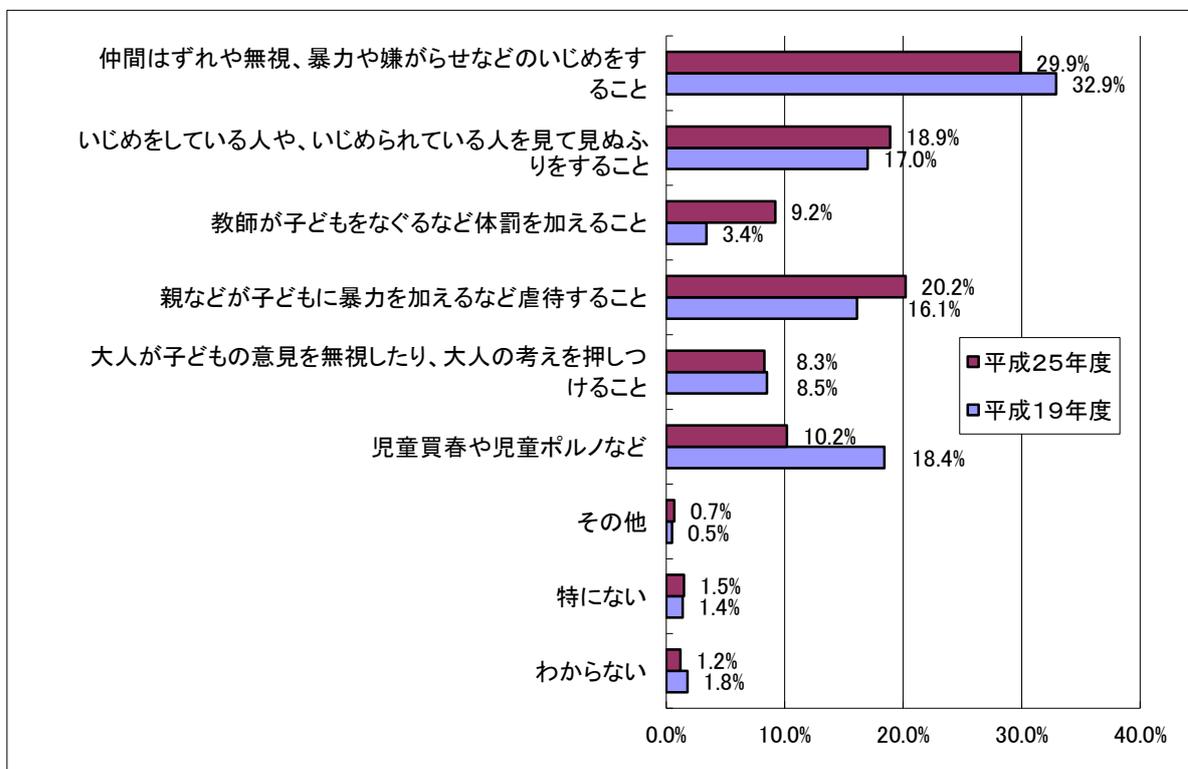
定による研究実践結果の活用

- ・ 児童・生徒の人権意識を高め、作品を通して市民の人権意識を啓発するための「子ども人権作品展」の実施や「全国中学生人権作文コンテスト」への参加

施策の方向 ②いじめや不登校などの解決を図るための相談体制の充実

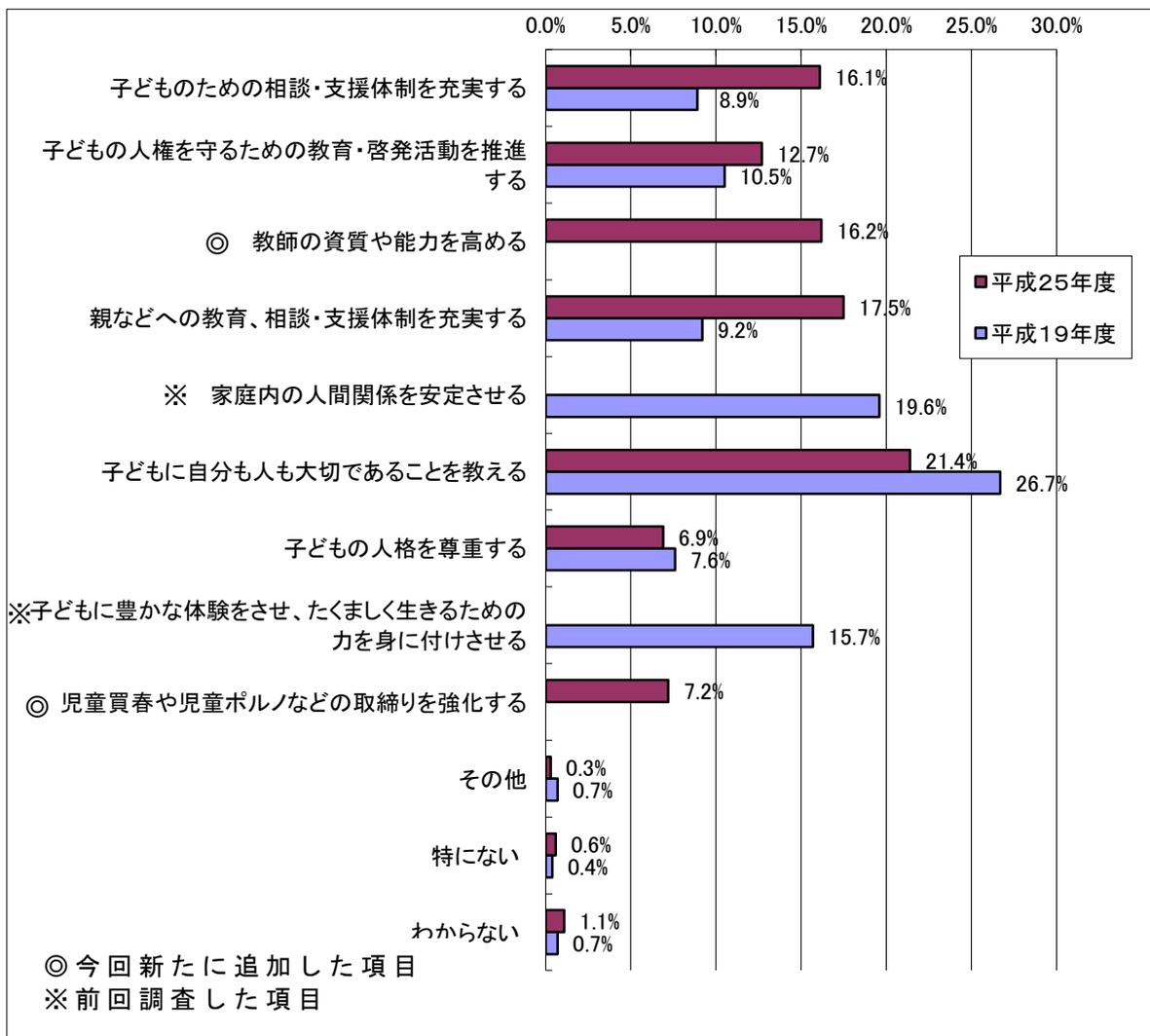
「市民意識調査」の結果では、「子どもに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「仲間はずれや無視、暴力や嫌がらせなどのいじめをすること」とした回答が29.9%で、「子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。」という問いでは、「子どもに自分も人も大切であることを教える」が21.4%、「親などへの教育、相談・支援体制を充実する」が17.5%となっており、いじめが重大な人権問題であること、また、子どもたちの豊かな心の育成とともに保護者に対する人権教育の重要性が認識されています。

あなたは、子どもに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答 3つまで）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。（複数回答 3つまで）



資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

ア. いじめ対策（担当課：指導課）

【現状・課題】

平成26（2014）年度より、千葉県いじめ防止対策推進条例に基づき、4月をいじめ防止強化月間として、いじめ防止の啓発に努めています。

毎年2回（6月と11月）実施しているいじめ実態アンケート調査によると、近年いじめ問題は減少傾向にあるものの依然発生しており、いじめを根絶することは難しい状況となっています。

各学校においては、平成26（2014）年4月に「いじめ防止対策委員会」

を設置して、学校全体での指導体制を確立し、また、学校いじめ防止基本方針を策定しました。

今後もしじめを含めた人権問題について積極的な取組を進めていく必要があります。

また、より良い人間関係作りに向けて、不登校児童生徒の保護者への働きかけや地域への啓発を進めるとともに、スクールカウンセラーとの連携により相談体制を構築するなど、児童・生徒の支援に努めています。

【取組の方針】

いじめは重大な人権侵害であるという意識を持ち、いじめはどこの学校にも誰にでも起こりうるという認識のもと、いじめの防止と早期発見・早期解消に努めてまいります。

【主な取組】

- ・ いじめの早期発見・早期解消を図り、いじめの実態を把握するためのアンケート調査の実施（毎年6月と11月）
- ・ いじめ実態アンケート調査の追跡調査（毎年9月と1月）の実施及び、いじめが解決に至っていない全ての学校に対する指導主事の訪問、聞き取り調査及び解決へのアドバイスの提供
- ・ 重篤ないじめがあった場合の、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングや、市雇用の相談員による相談
- ・ 市雇用のスクールサポーター・スクールサポートカウンセラーの派遣と、いじめ解決に向けての支援
- ・ いじめを含めた人権問題について、人権講演会や情報モラル教育の実施による啓発
- ・ 不登校児童生徒の保護者への働きかけや地域への啓発及びスクールカウンセラーとの連携による相談体制の構築
- ・ 全小中学校における、「学校いじめ防止基本方針」の策定と「いじめ防止対策委員会」の設置

イ．キャリア教育の推進（担当課：指導課）

【現状・課題】

不安定就労やニートなどの社会問題が取り上げられています。

【取組の方針】

主体的に進路を選択するなど、自立心の向上を促すとともに、自己の適性について早い時期に習得するようキャリア教育を進めます。

【主な取組】

- ・ 各中学校における、地域や事業所の協力による職場体験学習などを通じた、職業意識の醸成
- ・ 発達段階に応じたキャリア教育の実践、小中9年間を見通したキャリア教育の推進

施策の方向 ③教職員の人権意識の高揚と指導者の育成

「市民意識調査」では、「子どもに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」という問いに対して、「教師が子どもをなぐるなど体罰を加えること」が9.2%で前回（平成19（2007）年度）と比べ、5.8ポイント上昇し、子どもに関することで最も上昇しています。

ア．人権啓発活動の推進（担当課：指導課）

【現状・課題】

人権教育の指導者を養成するための「指導者養成講座」ではワークショップ形式の参加型研修を取り入れ、PTAを対象にした研修会においては社会教育の「社会人権教育地区別研修」を活用するなどの工夫をしています。

「市民意識調査」の結果、子どもたちの豊かな心の育成とともに保護者に対する人権教育の重要性が認識されていることから、児童・生徒の人権意識を高めるとともに、人権教育の指導者を養成するため施策を推進する必要があります。

体罰の根絶に向けて、平成25（2013）年には、校長会代表2名、教頭会代表2名、生徒指導連絡協議会代表1名、教務主任、部会代表1名及び事務局として市教育委員会から3名の計9名で組織される野田市立小中学校不祥事根絶委員会を立ち上げました。

【取組の方針】

児童・生徒の人権意識を高めるとともに、人権教育の指導者を養成するため施策を推進します。

【主な取組】

- ・ 「学校教育指導者養成講座」による人権教育の指導者の養成
- ・ 「社会人権教育地区別研修」を活用したPTA対象の研修会の実施
- ・ 「学校人権教育ハンドブック」の作成及び教職員の人権意識の高揚と「学校人権教育ハンドブック」の内容を具体的な実践に活用できるよう校内研修の推進

資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書（p16参照）

2 家庭

施策の方向 ①地域社会と行政が連携した子育て支援体制の確立

社会の基本を身に付ける教育の原点は家庭です。

家庭は乳幼児の時期から豊かな人間としての情緒を育む大切な教育の場です。個人の人権を尊重し、命の尊さや基本的な社会性を認識させるようにしなければなりません。

子どもの健全な成長には、家庭教育が最も重要であり、各家庭において責任を持って行われるべきであります。核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭での教育力・育児力の低下が顕著になっています。

その結果、児童虐待により子どもの生命、健康が危険にさらされる事件が後を絶ちません。

ア．野田市要保護児童対策地域協議会の体制強化（担当課：児童家庭課）

【現状・課題】

児童虐待は、親の子育てに関する不安や自らの子どもに対する無関心、あるいは愛情を持ってないことなどに原因があると考えられますが、社会や家庭など子どもを取り巻く背景が多様化している状況に対応できる体制の整備が必要です。

このような事件を未然に防ぐために、子どもや育児者と接触する機会のある地域社会と行政が連携して取り組む体制を構築するため、平成18（2006）

年5月に野田市要保護児童対策地域協議会を設置し、地域・関係機関・行政との連携を一層強化しています。

これにより、情報の共有化と確認作業が確実に行われる効果を得ましたので、今後も推進していく必要があります。

【取組の方針】

虐待防止及び早期発見のため、野田市要保護児童対策地域協議会による地域・関係機関・行政の連携の更なる強化を図ります。

【主な取組】

- ・ 虐待防止及び早期発見に向けた代表者会議、実務者会議、進行管理会議による情報の共有化と定期的な情報交換
- ・ 進行管理台帳に登録されている子どもに対する学校や保育所等の所属機関との定期的な情報交換並びに進行管理会議での評価及び検討
- ・ 虐待防止対応マニュアルによる対応方法などの共有

イ. 子どもの人格形成やしつけに関する支援（担当課：児童家庭課、保育課）

【現状・課題】

人権意識豊かな個人として成長するためには、乳幼児期の人格形成やしつけが重要であり、市としても、国、県の取組と連動し、必要な情報提供による支援に努めています。

また、家庭児童相談員のスキルアップとともに連携を密にすることで、相談ケースの共有化を図り、適切な助言・指導ができるよう努めています。

「地域の子どもは地域で育てる」の下、家庭や地域の人々と連携し、共に活動する中で人権意識がより一層広まるよう努めています。

また、全ての子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭を援助しています。

【取組の方針】

子ども及びその家庭を援助できるよう、施策を実施していきます。

【主な取組】

- ・ 子育て不安や父母の育児に対するストレス等の解消に向けた、家庭児童相談員による相談
- ・ 来庁や電話による家庭からの相談、子どもSOSの設置並びに市内の認可保育所、学童保育所、子ども館及びことばの相談室に対する巡回相談の実施
- ・ 保育所における園庭開放や一日体験保育等を通じた、子育て相談や情報交換
- ・ 保育所や幼稚園に通っていない児童を対象とした園庭開放や、一日体験保育の実施等による保護者への人権に関する啓発機会の設定

施策の方向 ②保護者への人権啓発の推進

ア. 母子保健施策の充実（担当課：保健センター）

【現状・課題】

支援が必要な家庭を早期に把握するため、妊娠届出時、保健師による全数面接指導を実施し、両親学級や乳児家庭全戸訪問事業等、母子保健施策へと継続した支援を行っていますが、核家族や転入などで周囲との関係が希薄になっている現状の中で、特に初めての出産の方は子育てに不安や悩みを抱えていることが多い状況にあります。

今後は安心して出産・育児ができるよう支援体制をさらに強化する必要があり、支援が必要な家庭には、育児支援家庭訪問事業などの児童福祉施策に適切につなぐことで虐待リスクの軽減を図ることが重要です。

【取組の方針】

より多くの対象者に訪問相談等保健指導が実施できるよう努めます。

【主な取組】

- ・ 妊娠届出時における、保健師による全数面接指導、妊娠中から出産、育児までの継続した支援
- ・ 訪問、相談等保健指導といった制度の更なる周知、啓発

イ．家庭教育学級講座（担当課：指導課、保育課、社会教育課、公民館）

【現状・課題】

親自身が人権意識を持ち、日常生活を通じて身をもって子どもに模範を示すことができるよう、保護者に対する人権啓発も必要です。

このため、各学校の「学校人権教育全体計画」に保護者への啓発を位置付け、保育所では園庭開放や一日体験保育等を通して、子育て相談や情報交換を行っております。

家庭教育学級講座については、子どもの成長過程に伴う保護者の現実的な悩みに対応できるようなテーマを設定し、開設しています。

また、就学前児の保護者を対象とした講演会と中学生の保護者を対象とした講演会を各学校を会場に開設し受講者の拡充を図っており、子どもの成長に伴う発達理解と保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性について理解を深められるよう支援しています。

しかし、保護者のライフスタイルの変化などにより、連続講座の受講生が集まりにくい状況にあることから、更なる事業充実のために、周知方法や活用方法を検討する必要があります。

【取組の方針】

子ども・子育て支援法との調整を図り、家庭教育に関する連続講座では、保護者からなる運営委員と協力し、一層の家庭での教育力の向上に努めていきます。

就学前児や中学生の保護者を対象に行う学校を会場とした講演会では、講演時間の確保など各学校と連携を密に開設を図ります。

【主な取組】

- ・ 各学校の「学校人権教育全体計画」に基づく、保護者への人権啓発
- ・ 保育所における、保育所や幼稚園に通っていない児童を対象とした園庭開放や一日体験保育の実施等の推進による、保護者への人権意識の啓発
- ・ 家庭教育に関する、幼児期の保護者を対象とした2コースの連続講座及び小学生の保護者を対象とした8コースの連続講座を公民館で開催
- ・ 各学校と連携を密にして、就学前児や中学生の保護者を対象に行う講

演会の開催

3 地域社会

施策の方向 ①人権に関する学習機会の提供と学習意欲の喚起

地域社会においては、生涯学習の視点に立って、各公民館などの社会教育施設を中心に、学級・講座の開催や交流活動など、人権に関する様々な学習機会が提供されています。

ア. 各種講座等の開催（担当課：社会教育課、公民館、人権施策推進課、福社会館）

【現状・課題】

公民館では、青少年、高齢者、女性、成人等を対象に、各種講座を開催することにより、幅広い年代層の参加者が交流を深めています。

今後も人権尊重の機運を高めるため、引き続き、各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていく必要があります。

しかし、社会人権学習として、同和問題だけでなく人権問題全般の解消を目指して、公民館及び福社会館で啓発のための連続講座や講演会形式の講座及び人権学習会を開催しているものの、参加者の固定化や少人数化が課題となっております。

また、「市民意識調査」の結果では、「あなたは人権啓発講演会やイベントに参加したことがありますか」という問いに対して「参加したことはない」と回答した人が81.4%であった反面、「参加したことがある」と回答した人のうち94%が「人権について理解が深まった」もしくは「まあ深まった」と回答していることから、時宜を得たテーマを選び、多くの市民に参加していただけるよう、内容、周知方法などの工夫・検討が必要となっております。

人権学習会（平成25（2013）年度に人権学習講座から名称変更）については、平成15（2003）年度から、公民館と福社会館が連携し、より広域的に市民が参加できるよう再編成したところですが、受講者同士の意見交換や座談会形式の導入、身近なテーマや新たな講師の起用などで、更に学習意欲を喚起していく必要があります。

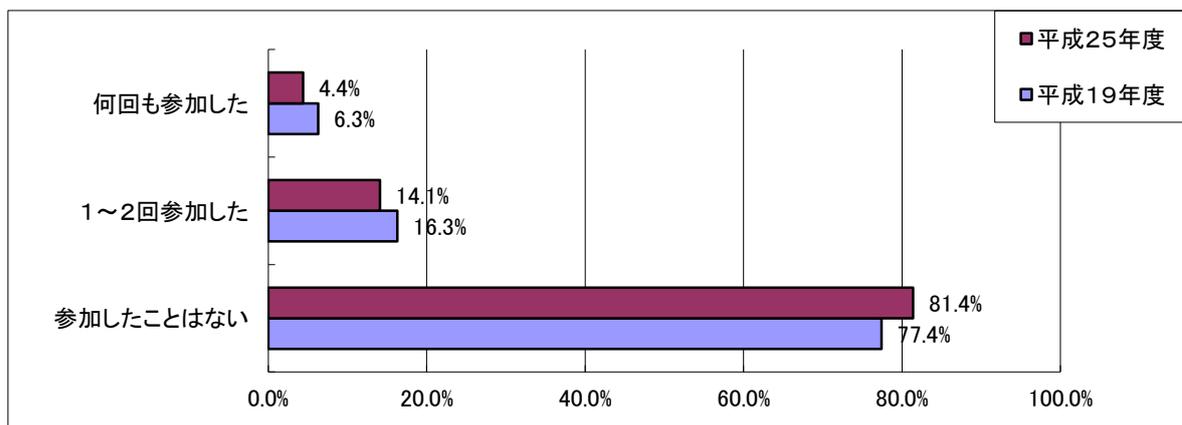
【取組の方針】

各公民館において各種講座を開催するとともに、参加者の交流を深めていくことにより、人権尊重の機運を高めてまいります。

【主な取組】

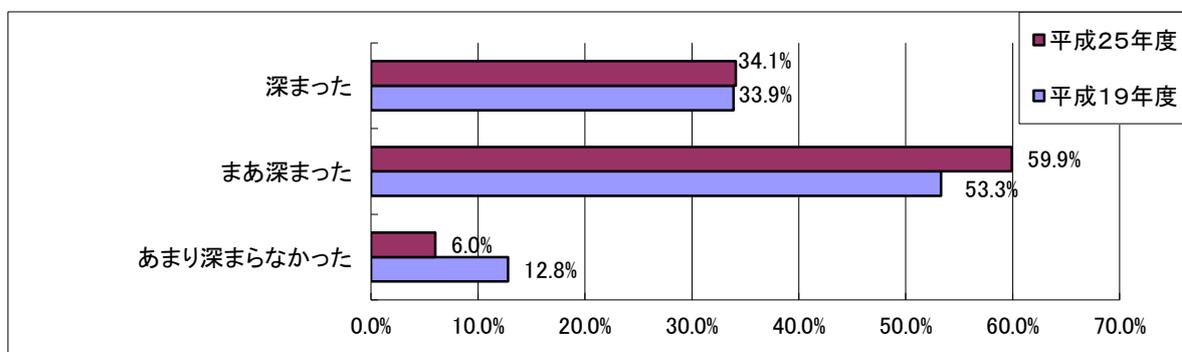
- ・ 公民館及び福祉会館で行う、人権尊重意識の一層の高揚を目的とした社会人権学習において、幅広い内容や身近な人権問題について学ぶ機会の提供
- ・ 公民館での「長寿大学」などにおける高齢者の人権を守るための講義の実施

あなたは人権啓発講演会やイベントに参加したことがありますか。



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

講演会、研修会に参加して、人権について理解が深まりましたか。



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ②幼児から高齢者までを対象とした生涯学習振興施策の推進

地域社会においては、幼児から高齢者までの幅広い層を対象として生涯学習の振興のための様々な施策を実施することを通じて、人権に関する学習を推進していくことが必要です。

ア. 地域社会における生涯学習振興施策の実施（担当課：青少年課、社会教育課、公民館）

【現状・課題】

子どもに関連した施策として、青少年健全育成団体等による様々な活動を推進することは、社会の一員として必要な知識・技能・態度を学ぶとともに、健全な仲間作りや子どもの心身の成長発達を促すことにもなります。一方で、参加者の固定化や少人数化が課題となっています。

【取組の方針】

子ども会活動の強化を図るため、学校、家庭、地域と連携を図り、それぞれが魅力あふれたものとなるよう取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・ 地域における交流を深めるための、「こどもまつり」や「子ども釣り大会」などのイベントの開催及びイベントを更に魅力あるものとするための、実行委員会の立ち上げと内容の検討
- ・ オープンサタデークラブ講座をより充実したものとするための、アンケート調査の実施

4 職場

施策の方向 ①職場における人権尊重意識の高揚を図るための啓発の推進

職場において人権教育・啓発を推進することは、公正な人事の促進など人権尊重意識の高揚を図る上で重要です。

職場における人権問題であるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、当事者間の問題にとどまらず、企業全体のイメージ悪化につな

がることから、それらの発生を防止する啓発や被害者への配慮などが企業にとって重要になっています。

ア．「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」を中心とした企業への啓発（担当課：人権施策推進課、男女共同参画課、社会福祉課）

【現状・課題】

野田市には、人権啓発を積極的に推進し、差別のない明るい職場の実現を期することを目的に、市内の企業によって「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」が組織されており、様々な人権問題をテーマとした全体研修会の開催や自主研修会への協力、啓発冊子の配付による具体的な人権関連情報の提供など、企業に対する啓発活動を積極的に行っています。

なお、平成24（2012）年から、研修内容の効果を上げるため、全体研修会を双方向型に改めました。

しかし、昨今の厳しい経済状況などの影響もあり会員数は思うように増えておらず、また、各企業における人権教育・啓発への取組にも温度差があります。

企業は、社会的な責任として、就職の際の男女の雇用機会均等や職場における登用の機会均等の保障、年齢による差別的取扱いの禁止、障がい者の雇用拡大に努めるとともに、豊かな人権感覚を備えた社会人を育てるために、担当者の人権意識の醸成を図り、研修会などへの積極的な参加や自主的な取組が求められています。

企業が地域社会の構成員として、人権、福祉、環境、文化、スポーツなどの活動に積極的に関わっていきけるよう、同協議会との一層の連携に努める必要があります。

【取組の方針】

独自の社員研修が困難な企業にとっては、合同研修の場が確保されるなど、「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」の果たす役割は重要であり、今後も会員の拡大に努め、啓発事業の充実を図っていきます。

【主な取組】

- ・ 「野田市人権啓発推進企業連絡協議会」と連携した、様々な人権問題を

テーマとした全体研修会の開催や自主研修会への協力、啓発冊子の配付による具体的な人権関連情報の提供などの企業に対する啓発活動の実施

5 特定職業従事者

施策の方向 ①階層別研修の実施や研修方法の工夫による職員の人権意識の高揚

ア. 地方公務員（市職員）等への啓発（担当課：人事課、保育課、人権施策推進課、男女共同参画課）

【現状・課題】

全体の奉仕者として公共の福祉に寄与すべき公務員は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とする憲法第14条の規定を常に意識し、職務の遂行に努めなければなりません。

野田市では、新規採用職員、係長級、課長補佐級、人権問題職場リーダー研修において人権問題や男女共同参画に関する研修を実施しており、人権に関する職員の意識の高揚を図っています。

【取組の方針】

人権問題や男女共同参画に関する研修を実施し意識の高揚に努めます。

また、時代の流れを捉え、適宜研修内容の見直しを図り、様々な手法を取り入れるなど研修方法を工夫しながら、一層の人権意識の高揚に努めていきます。

【主な取組】

- ・ 新規採用職員、係長級、課長補佐級、人権問題職場リーダー研修における人権問題や男女共同参画に関する研修の実施
- ・ 人権教育の推進を図るとともに児童への対応スキルの向上のため、保育所職員を対象とした一般研修及び職務内容に適した研修会等への参加
- ・ 関係機関や民間団体からの要請による、研修会等へ講師として市職員の派遣

イ．教職員への啓発（担当課：指導課）

【現状・課題】

学校や幼稚園において、子どもと深く関わる教職員は、教育や学校生活でのコミュニケーションを基盤に人権教育の推進に大きな役割を果たしています。

教職員の人権に関する研修としては、新規採用者・市内転入職員・校長・教頭・各主任などを対象にした層別研修を実施しており、各学校においても人権教育担当教員を中心に指導者養成講座等を通して研修や指導に当たっています。

また、教職員の専門性の向上などを目的に組織された野田市教育研究会の特別部会の中に学校人権教育部会を設け、具体的なテーマによる研修を行うなどの活動をしています。

さらに、校長会や教頭会においては、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントなどの問題についても状況や対応について研修し、相談窓口が適切に機能するよう努めており、保護者に対しても、各校の「学校だより」などを通じて啓発を図る必要があります。

【取組の方針】

教職員が教育や学校生活でのコミュニケーションを基盤に人権教育の推進に大きな役割を果たせるよう、研修や指導に当たります。

【主な取組】

- ・ 教職員一人一人が人権問題に対する正しい認識を養い、児童・生徒に対し適切な指導ができるよう、「学校人権教育ハンドブック」の作成、各教職員への配布及びいじめや差別意識の解消、児童虐待の防止などに向けた校内研修や個人研修での活用
- ・ 校長会や教頭会における、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントなどの問題に関する研修及び各校の「学校だより」などを通じた保護者への啓発

施策の方向 ②市民の健康や生命にかかわる者への人権研修の充実

ア．保健・医療・福祉関係者への啓発（担当課：高齢者福祉課、児童家庭課、人権施策推進課）

【現状・課題】

保健・医療・福祉関係者は市民の健康と命を守ることを使命とし、あらゆる疾病の治療や予防、介護、相談事業に携わっており、人間の尊厳に深く関わるとともに、個人的な事情を知りうる立場の職業です。

保健・福祉関係者は、サービス利用者の個人としての尊厳と秘密を守ることを特に意識しなければなりません。

相手のプライバシーに配慮するなど、人権を尊重した活動ができるよう訪問調査員や介護相談員として従事する者を対象に、研修を受けることで人権に対する意識の向上を図る必要があります。

また、医療関係者については、野田市人権施策推進協議会に野田市医師会の代表が委員として参加しており、「医師会だより」への掲載などを通じて人権に関する施策や情報について医師会の各会員に周知しています。

【取組の方針】

保健・医療・福祉関係者が、相手のプライバシーに配慮するなど人権を尊重した活動ができるよう努めます。

【主な取組】

- ・ 高齢者等の尊厳に特に配慮する必要があることを認識するとともに、広く基本的人権に関する諸問題について学習するため、訪問調査員や介護相談員の、新任研修会などへの参加
- ・ 「医師会だより」への掲載などを通じた、人権に関する施策や情報の各会員への周知

目標（２）各人権課題に対する施策の 推進

目標 （２）各人権課題に対する施策の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、国内行動計画及び国の「人権教育・啓発に関する基本計画」によって位置付けられた重要課題である女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人・H I V感染者など・様々な人権課題などについて、法の下での平等、個人の基本的人権の尊重の視点から積極的な取組を行います。

1 女性

女性の人権問題とは、性に基づく不平等や差別、偏見、暴力などによって女性の人権と自由の享受が妨げられているという問題です。

男女平等についての取組は、女性の地位向上を目指し、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定めたことを契機に世界的な気運が高まり、昭和54（1979）年には女子差別撤廃条約が採択され、従来見過ごされてきた固定的な女性の役割、男性の役割という意識を変えていくこと、地域社会における慣行や習慣を見直すべきことが提言されるなど、女性の役割・権利についての認識が大きく進展してきました。

また、平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議において採択された「北京宣言及び行動綱領」では、「女性の権利は人権である」とうたわれています。

国においては、平成11（1999）年に改正された雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）、同年に施行された男女共同参画社会基本法、平成13（2001）年施行の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）など、各種法律や制度等が整備され、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組がされています。

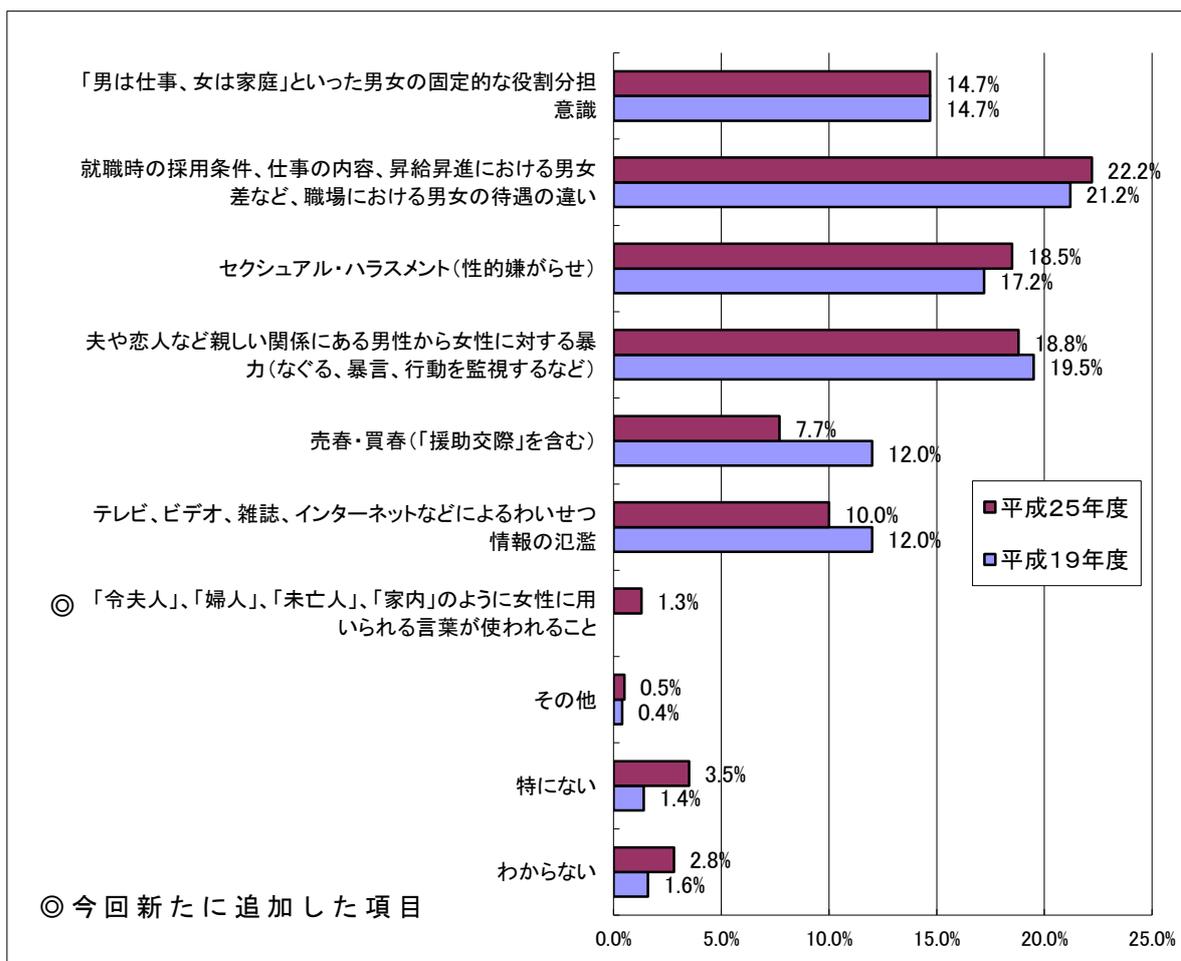
野田市では、平成8（1996）年に「フレッシュプランのだ」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に様々な施策に取り組むこととし、その後計画期間の終了に合わせて、平成17（2005）年に「野田市男女共同参画計画」を、平成22（2010）年には、「第2次野田市男女共同参画計画」をそれぞれ策定し、平成27年度以降についても「（仮称）第3次野田市男女共同参画計画」を策定することと

しており、平成27（2015）年度以降は、当計画に基づき、具体的施策に取り組むこととなります。

「市民意識調査」の結果では、「女性に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」との問いに対して、「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い」との回答が22.2%で最も多く、次いで「夫や恋人など親しい関係にある男性から女性に対する暴力」が18.8%、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」が18.5%と高い関心が示されました。

男女共同参画の視点に立った意識改革や女性に対するあらゆる差別や暴力がなくなる人権尊重に向けた施策の充実が課題となっています。

あなたは、女性に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答 3つまで）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ① 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

女性の様々な分野への参画、就労、仕事と家庭の調和、配偶者等からの暴力等において課題が残されています。また、職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担意識は依然根強いものがあります。

こうした中、経済分野において、成長の担い手としての女性の活躍への期待が高まっており、仕事と生活、特に子育て、介護等との両立を進め、女性が活躍できる環境の整備が求められています。

※平成23（2011）年に総務省が実施した「社会生活基本調査」の結果では、末子が3歳未満の共働き世帯について、土日を含む週7日間における1日当たりの家事・育児に費やす時間は、夫が1.22時間、妻が6.00時間となっています。

ア． 意識啓発の充実（担当課：男女共同参画課、指導課、人事課、人権施策推進課）

【現状・課題】

「野田市男女共同参画計画」に基づき、男女がそれぞれに自立し、互いの人権を尊重する社会を作るためには、男女の固定的な役割分担意識を解消し、学校・家庭・地域など社会の各分野において男女共同参画を推進する教育・啓発が重要です。

男女共同参画に関する講演会等については、男女共同参画審議会の意見を踏まえ、市民の関心を引くテーマを選定するとともに、地域資源を生かして幅広いテーマで男女共同参画につなげるような工夫をして実施することが求められています。

また、若者の間で発生しているデートDVの低年齢化も指摘される中、これまでの取組をどう拡大するかが課題となっています。

学校教育においては、男女平等教育啓発資料「自分らしく」を活用したキャリア教育を推進し、男女の性別にとらわれず、お互いを認め合う教育を推進するとともに、人権教育や男女平等教育の研究校指定による研修に努めています。

【取組の方針】

男女がそれぞれに自立し、互いの人権を尊重する社会を作るために、男女の固定的な役割分担意識を解消し、学校・家庭・地域など社会の各分野において男女共同参画を推進する教育・啓発に努めます。

【主な取組】

- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）問題を含む女性が抱える悩みや問題に対しカウンセリングを中心とした「女性のための相談」の実施
- ・ 一般向け講演会等の開催方法等の工夫及び目的別に沿って対象を絞った講演会や出前セミナーの充実・拡大
- ・ 市役所・支所の行政資料コーナーにおける男女共同参画に関する冊子、チラシ等の設置による情報提供
- ・ 興風図書館内及びせきやど図書館内の女性情報コーナーにおける、女性をテーマとした様々な分野の蔵書の充実
- ・ 意識啓発や情報提供のため、男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行
- ・ デートDV啓発及び防止に向けた、市内高校を対象にした講演会の継続実施及び開催校の拡大
- ・ 市内中学校等における、保護者や教職員等を対象としたデートDVに関する知識の普及や啓発活動
- ・ 市ホームページにおける情報提供、DV相談等の相談者に対する各支援策の内容説明及び分かりやすい情報の提供
- ・ キャリア教育及び人権教育や男女平等教育の研究校指定による研修の実施
- ・ 市職員に対する、男女共同参画の視点を取り入れた研修及び人権侵害につながるあらゆる相談に対応するための、相談窓口の充実
- ・ 各種イベント等に合わせた、人権に関する啓発活動や出前講座の実施

施策の方向 ②女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する人権侵害であり、女性の尊厳を汚し傷つけるものとし

て、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの問題があります。

DVについて、相談件数が毎年度増加しており、平成24（2012）年度には89,490件の相談が全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられています。

若者の間でデートDVが発生するなどDV被害の低年齢化や、交際相手からの暴力が社会的な問題となる中、被害者やその家族が命を奪われる痛ましい事件も発生していることから、平成25（2013）年7月にDV防止法が改正され、これまでの配偶者（事実婚を含む）に加えて生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とし、平成26（2014）年1月3日に施行されました。

「第2次野田市男女共同参画計画」に基づき、DVなど女性に対する暴力や女性の人権を侵害する行為への対応として、「DV相談」や「女性のための相談」などを通じて、関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めています。

また、DV被害世帯の子どもたちは、親の暴力を目撃することで、精神的負担を強いられていることから、児童虐待防止へ向けて、関係各課との連携を強化する必要があります。

ア．DV対策の実施（担当課：男女共同参画課）

【現状・課題】

DV対策については、DV被害防止に向けた意識啓発を進めるとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」に基づき、DV被害女性の相談・保護・自立までを一体的に支援しています。

市営住宅を目的外使用し、シェルター入所中の被害女性が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするために活用するステップハウスや、居住の安定を図るため、DV被害女性に対する市営住宅入居資格条件の緩和といった制度を実施しております。

また、緊急に居住の場を確保する必要があるシェルター入所中の被害女性で、市内・市外の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成する、民間賃貸住宅入居時家賃等の助成も行っております。

さらに、市内の民間賃貸住宅への入居が困難なシェルター入所中又は入所していた被害女性世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者などには家賃等保証委託契約費用の一部を助成する住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援も実施しております。

しかし、周知に努めているものの活用されていないため、使い勝手を良くするよう制度の見直しを行うとともに、今後の利用に備え、施設の維持管理に努めつつ、更なる周知に努める必要があります。

【取組の方針】

関係各課との連携を図り、問題解決に向けた支援を進めます。

【主な取組】

- ・ DV被害者にとって話しやすい環境づくりを心がけるとともに、被害女性の意思を最優先に据え、本人の心情や置かれている状況等に十分に配慮した上での相談対応
- ・ 支援策や法制度の分かりやすい説明・提示、窓口の一層の整備・充実等、DV被害女性に寄り添った、きめ細かな対応
- ・ 保護を求めているDV被害女性の安全確保を図るとともに、自立に向けた各種支援の継続
- ・ 入所中のDV被害女性（市民）に対し、退所後の自立生活に向けて必要となる経費に対する助成の継続
- ・ シェルター入所後に精神的に不安定になるDV被害者に対し、市内精神科医によるカウンセリングを受けた場合の経費助成の継続
- ・ 市民が他自治体での自立を目指すに当たり広域的な対応を図るため、受入側の自治体に対する理解と協力の要請及び受入側の自治体への情報提供と支援協力
- ・ 情報の共有化を図り、迅速な対応を取るため、「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」の開催及び事例発表等を通じた情報交換
- ・ 市職員に対する、関係各課がDV被害者支援に係る共通の認識を持ちつつ、連携を強化し、並びに二次被害を防止するための「DV

被害者支援マニュアル」に基づく対応の徹底

イ．ストーカー等に関する対策の実施（担当課：男女共同参画課）

【現状・課題】

ストーカー事案の認知件数は高水準で推移し、平成24（2012）年中の認知件数は19,920件とストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）施行後最多となる中、ストーカー規制法の改正が行われ、電子メールを送信する行為の規制対象への追加等の措置が講じられました。

【取組の方針】

ストーカー行為等に関して、広範囲な情報提供と啓発に努めます。

【主な取組】

- ・ 男女共同参画推進だより「フレッシュ」へのストーカー行為等に係る内容や被害を受けた場合の対応の掲載

施策の方向 ③ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会の形成を図る上で、様々な活動の場における政策・方針の決定過程に男女が共に参画し、等しく意見が反映されることは重要なため、「野田市男女共同参画計画」に基づき、あらゆる機会を捉えて啓発に努めます。

ア．審議会等における女性の登用促進（担当課：男女共同参画課）

【現状・課題】

市では各種審議会などへの女性委員の目標登用率を40%とし、積極的に進めた結果、平成19（2007）年度に達成しました。

【取組の方針】

各種審議会などへの女性委員の目標登用率の維持・拡大を図ります。

【主な取組】

- ・ 各種審議会などにおける、女性委員の登用率の維持・拡大及び女性委員のいない審議会などの解消

イ．職場に関する施策の推進（担当課：人事課、男女共同参画課）

【現状・課題】

職場では積極的に女性職員の登用を促進し、企業などにおいても、方針などの決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発に努める必要があります。

【取組の方針】

市職員については、女性職員の能力向上を図るための研修を実施し、人材育成に努めます。

積極的に女性職員の登用を促進し、企業などにおいても方針などの決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発に努めます。

【主な取組】

- ・ 女性職員の能力向上を図る研修の実施
- ・ 積極的な女性職員の登用の促進及び方針などの決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会での啓発

施策の方向 ④ ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

ア．ワーク・ライフ・バランスについての啓発の推進（担当課：男女共同参画課）

【現状・課題】

男女が多様なライフスタイルに応じた働き方ができるよう、企業などへ男女雇用機会均等法の周知徹底を含め、就労の機会均等や職場における昇給・昇格、能力開発、性別役割分担意識の解消など男女平等の啓発に努めています。

す。

【取組の方針】

誰もが、様々な活動を自分の希望するバランスで実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

【主な取組】

- ・ 野田市無料職業紹介所、野田地域職業訓練センター及び商工課窓口における労働関係資料の提供や、事業主に対する講演会、講座等の開催
- ・ ひとり親の職業能力開発をするため、ひとり親家庭就業支援パソコン講座の実施、及びパンフレットやチラシ等による周知、活用の促進
- ・ 男性の地域参画を促進するため、公民館で地域の学習機会として行われている、男性の料理教室の内容等を紹介するなどの情報提供

イ．職場に対する施策（担当課：人事課）

【現状・課題】

育児休業・介護休業制度など、仕事と育児・介護が両立できる制度と取組について普及を図るとともに、「野田市特定事業主行動計画」に基づき、市職員に対しての仕事と子育ての両立支援を図っています。

なお、「野田市特定事業主行動計画」策定の根拠となる次世代育成支援対策推進法は平成27（2015）年3月までの時限立法だったものが、平成37（2025）年3月まで10年間延長され、平成27（2015）年4月以降の「野田市特定事業主行動計画」を平成26（2014）年度中に策定することとします。

【取組の方針】

ワーク・ライフ・バランスを実現させるための環境整備として、職場環境や子育て環境の整備、子育て支援策の充実を図ります。

育児休業・介護休業制度など、仕事と育児・介護が両立できる制度と取組について普及を図ります。

【主な取組】

- ・ 「野田市特定事業主行動計画」に基づく、市職員に対しての仕事と子育ての両立支援
- ・ 「野田市特定事業主行動計画」に基づく措置の実施状況を定期的に、市役所及びいちいのホールの行政資料コーナー、市ホームページでの公表

施策の方向 ⑤生き生きと暮らせる活力ある社会づくり

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進します。

また、高齢化が進む中、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える体制の構築を図るとともに、さらに、高齢者が自立して社会参加できるよう、地域との連携を図っています。

ア． 「野田市健康づくり推進計画 21（第2次）」の推進（担当課：保健センター、高齢者福祉課、男女共同参画課）

【現状・課題】

「野田市健康づくり推進計画 21（第2次）」に基づき、全ての市民が健康で、自分らしく生き生きと地域で生活ができ、こころ豊かなまちづくりを目指すため、各種事業を進めています。

個別健康教育としては、禁煙を主体に行っていますが、保険適応の禁煙外来の普及により参加者が少ない状況にあります。

今後は、個別健康教育にとどまらず禁煙に対する正しい知識の普及に努め、個別健康教育の受講者には精神的なフォローを中心に実施するなどの検討が必要です。

集団健康教育は、健康増進法に基づき 40～64 歳の年齢の者を対象とし講演会や各種教室を開催しているものの、当該年齢層の参加者が少ない状況にありますので、参加者の増加に向けた実施方法を検討する必要があります。

両親学級については、男性の参加も年々増加している状況にありますので、引き続き実施する必要があります。

高齢化が進む中、介護の負担を社会全体で支える体制の構築が求められています。

【取組の方針】

「野田市健康づくり推進計画 21（第2次）」を基に、全ての市民が健康で自分らしく生き生きと地域で生活ができ、こころ豊かなまちづくりを目指します。

性差医療については、男性とは異なる身体的特性を持った女性の健康支援に寄与するため施策を推進します。

また、妊娠・出産・育児まで男女が協力していけるような支援体制の充実に努めます。

両親学級においては父親が参加しやすいよう開催日、内容を検討します。

【主な取組】

- ・ 「野田市健康づくり推進計画 21（第2次）」を基に、①平均寿命の延伸、②健康寿命の延伸、③生活習慣の改善、④子どもの健やかな成長を柱とした、「個人、家庭でできること」、「地域・職場でできること」、「行政が支援できること」に区分けした事業の展開
- ・ 男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の推進
- ・ 女性の健康支援に寄与するため、電話相談等での問合せにおいて、性差に応じた的確な医療が受けられるよう女性専用外来等を紹介するなど、性差医療の推進
- ・ 妊娠中から家族で妊娠・出産・育児に対する意識の向上を図るための、妊娠届出時の保健師の全数面接及び適切な情報の提供
- ・ 主に初妊婦と配偶者を対象に開催する両親学級
- ・ 妊娠・出産・育児の正しい知識の普及、情報提供
- ・ 介護の負担を社会全体で支える体制の構築
- ・ 高齢者が自立して、社会参加できるようにするための地域との連携

2 子ども

子どもの人権問題とは、児童虐待、いじめといった子どもに対する直接的な危害のほか、子どもの心身の健全な成長が妨げられることに関する問題です。

国は平成6（1994）年に子どもの基本的人権の保障をうたった児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）を締結し、同年、「子育てと仕事の両立支援」を軸とした「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定しました。

これをきっかけとして、多様な保育の推進など様々な方策を講じており、平成15（2003）年には、次世代育成支援対策推進法により、要保護児童へのきめ細かな対応、障がい児施策の充実など、子どもの人権に関する取組を含めた行動計画の策定を市町村の責務としました。

また、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成24（2012）年8月に子ども・子育て支援法が公布され、平成27（2015）年4月に本格施行されます。

野田市では平成12（2000）年に「野田市エンゼルプラン」を、平成17（2005）年に次世代育成支援対策推進法に対応した新エンゼルプランを策定し、平成21（2009）年には、次世代育成支援対策推進行動計画の後期計画（計画期間平成22（2010）年～26（2014）年）を包含する新エンゼルプランの見直しを行い、「仕事と生活の調和」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」について、新たな課題として盛り込みました。

なお、平成26（2014）年度で現計画が期間満了となることから、子ども・子育て支援法の事業計画を包含する形で、野田市エンゼルプラン第4期計画を策定し、今後は当計画を基に施策を推進します。

次世代育成支援対策推進行動計画は、10年間の延長と任意化、さらに子ども・子育て支援法の事業計画との一体化も可能となったことから、野田市でも引き続き前計画の内容（職場・地域における子育てしやすい環境整備等）を推進してまいります。

また、次期計画では、教育・保育、地域子育て支援施設の利用者に対する整備体制を充実させていきます。

子どもは、地域の宝であり、未来の社会の担い手でもあります。

目標（1）「様々な場における人権教育・啓発の施策の推進」で述べた

人権教育・啓発のための取組と併せ、野田市エンゼルプラン第4期計画に基づき推進される次の世代を担う子ども達の育成への取組により、子どもが生命の大切さを理解し、自分を大切にするとともに他の人の気持ちを思いやる心を持ち、健やかに成長することができるよう以下の施策を推進します。

施策の方向 ① 児童虐待防止対策の充実

子どもを取り巻く環境は、大きく変化してきました。少子化により、子ども同士で自主性や社会性を学ぶ機会が減少し、また、核家族化、女性の社会進出、離婚率の増大など様々な要素により、スキンシップやコミュニケーションなど子どもの成長過程において家庭が果たす役割も不足しています。

ア．児童虐待の防止意識の啓発（担当課：児童家庭課）

【現状・課題】

平成20（2008）年4月に改正された児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）により、市から児童相談所に立入調査・一時保護を通知できる仕組みになりましたが、依然、立入調査に当たってはソーシャルワーク的対応を基本とする国の原則が生きており、迅速な対応に移行しないケースがあることから、野田市では児童の安全確認について、他に優先すべき明確な理由がない場合、直ちに児童相談所に立入調査、一時保護を求めることを基本方針としており、野田市新エンゼルプラン（後期計画）には平成22（2010）年4月、野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱には平成23（2011）年3月に、それぞれ明記しました。

また、平成24（2012）年3月には野田市児童虐待防止対応マニュアルの改訂を行い、今まで以上に児童虐待の早期発見・早期対応に努めることとしました。

平成25（2013）年度における、野田市の家庭児童相談室の虐待相談対応件数は、大幅に増加しています。これは、虐待相談窓口が市民に認知されてきたことに加え、継続的に関係機関等と連携を図り、きめ細かく対応に当たってきたことが要因と考えられます。

「市民意識調査」の結果でも、「子どもへの暴力及び保護者による虐待等」を挙げた回答が47.9%となっており、市民の関心の高さがうかがえます。

また、全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、平成25（2013）

年度で73,765件となっており、年々増加している傾向にあります。この傾向についても、毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に啓発活動を行うことにより、児童虐待についての理解を深め、虐待の恐れがあるという段階で、早期に通報・相談を行うといった意識の高まりによるものであると考えられます。

【取組の方針】

児童虐待の早期発見、早期対応に努めていきます。

【主な取組】

- ・ 市報やホームページ、市や関係機関が作成した資料を活用した啓発活動
- ・ 児童虐待防止推進月間期間中の、市内の小中学生を対象にしたポスター展や、啓発懸垂幕、公用車や市内事業所の車両に児童虐待防止に関するステッカーを装着するなど、啓発媒体を増やしての啓発活動
- ・ 各種イベント等に合わせた、人権に関する啓発活動や出前講座の実施

資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書（p16参照）

イ. 地域、関係機関と連携した児童虐待の防止及び対応（担当課：児童家庭課）

【現状・課題】

野田市では、平成13（2001）年「野田市児童虐待防止対策連絡協議会」を設置するとともに、平成14（2002）年児童虐待相談電話「子どもSOS」を開設し、また、「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、児童虐待の総合的な防止対策を推進することとしました。

その後、平成16（2004）年10月の児童虐待防止法の改正を受け、平成18（2006）年5月から従前の連絡協議会を「野田市要保護児童対策地域協議会」に移行し、通報後48時間以内の児童の安全確認や全虐待ケースについて定期的なフォローを行う進行管理の義務化に対応するため、協議会を構成する地域や関係機関による情報の共有化を進めるとともに、児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止を図っています。

野田市要保護児童対策地域協議会は実務者会議において、市に通報のあった全てのケースについて進行管理台帳に掲載し、状況の確認や処遇方針の検討を行っています。

また、実務者会議をより効果的に行うため、実務者会議の中に進行管理会議を設置し、毎月の進行管理については、特に多くの事例に関わっている関係機関を中心に行い、そのうち全体での協議が必要とされる事例について、実務者委員全員による会議を開催し、対応を検討しています。

進行管理会議の参加者については、庁内機関（児童家庭部・保健福祉部・学校教育部）、児童相談所、社会福祉協議会、主任児童委員としており、必要に応じて、関係機関担当者が参加して個別支援会議を開催しています。

要保護児童対策地域協議会の調整機関である児童家庭課の職員の資質を高め、相談業務に必要な専門性の高い見識や援助技術についての情報を取り入れ、児童虐待の防止に努めていく必要があります。

【取組の方針】

野田市要保護児童対策地域協議会を構成する地域や関係機関による情報の共有化を進めるとともに、児童虐待の未然防止、早期発見による児童虐待の重篤化の防止を図ります

【主な取組】

- ・ 代表者会議による実務者会議が円滑に機能するための環境整備、協議会の年間活動の決定及び実務者会議活動報告の評価など
- ・ 実務者会議における市に通報のあった全てのケースについての進行管理台帳への掲載及び状況の確認や処遇方針の検討

ウ．居所不明児への対応（担当課：児童家庭課）

【現状・課題】

野田市における居住実態が把握できない児童についての対応においても、関係機関と連携し、虐待の発生及び深刻化を予防するために、体制の整備を推進しています。

【取組の方針】

迅速かつ適切に、児童の所在を確認するまでの体制を整備します。

【主な取組】

- ・ 関係通知やマニュアルを基にした、居所不明児への対応のシステム化

施策の方向 ②ひとり親家庭の自立支援の推進

国の「母子家庭等自立支援対策大綱」と同時期の、平成 14（2002）年に「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、ひとり親家庭の自立に向け、居住の場の確保や就労及び育児支援など総合的な取組を行こととしました。

その後、平成 18（2006）年 3 月、母子及び寡婦自立支援法に基づく「野田市母子家庭及び寡婦自立促進計画」として改訂し、また、平成 21（2009）年度には、野田市新エンゼルプランの見直しに整合する形で第 2 次改訂版を策定し、依然厳しい生活環境に置かれるひとり親家庭の自立支援に一層取り組んでいます。

ア. ひとり親家庭の自立に向けた施策（担当課：児童家庭課）

【現状・課題】

ひとり親が、養育費を取得しているケースが依然として少ない状態が続いています。

厳しい生活環境に置かれるひとり親家庭の自立に向け、就労や子育てに関する支援を進める必要があります。

また、「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果から見えてきた新たな課題である、養育する児童が自立していくために、ひとり親家庭の収入増に向けた実効的な施策を推進する必要があります。

【取組の方針】

平成 26（2014）年度はプランの最終年度に当たることから、平成 25（2013）年 8 月に実施した「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果を踏まえ、前回改定と同様に上位計画である野田市新エンゼルプラン

の見直しに整合する形で野田市ひとり親家庭支援総合対策プランの第3次改訂版を策定し、当プランを基に施策を推進します。

また、「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果から見えてきた新たな課題である、養育する児童が自立していくために、ひとり親家庭の収入増に向けた実効的な施策を推進する必要があります。

【主な取組】

- ・ 母子・父子自立支援員による相談事業、就業支援、日常生活支援事業による生活援助、ファミリー・サポート・センター利用料助成による子育て支援、母子・父子・寡婦に対する福祉資金の貸付の活用や各給付制度（児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成）などの経済的支援
- ・ 母子・父子自立支援員による離婚直後の情報提供や相談対応及び相談会の実施等による養育費の取得についての周知
- ・ 母子寡婦福祉会の会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充
- ・ ひとり親家庭に向けた求人開拓及び求人情報の提供
- ・ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業及び高等職業訓練修了給付金事業による自立支援

イ. ひとり親家庭の住宅環境の向上（担当課：建築指導課）

【現状・課題】

ひとり親家庭の住宅環境の向上を図るため、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援及び緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成する、民間賃貸住宅入居時家賃等の助成を実施しています。

また、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の協力不動産店は当初 10社で始まり、現在は 15社までに拡大していますが、活用実績がありませんので、更なる制度の周知に努める必要があります。

【取組の方針】

住宅環境の向上について、関係課と連携し制度の周知、利用促進を進めます。

【主な取組】

- ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援及び民間賃貸住宅入居時家賃等の助成の実施
- ・ 関係課と連携した制度の周知、利用促進
- ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の協力不動産店の拡大

施策の方向 ③子どもの安全の確保

子どもたちの健全育成と犯罪や事故から守るための良好な環境整備に向け、関係機関と地域が連携協力してパトロールや啓発活動に取り組みます。

ア．学校や通学路の安全向上のための取組（担当課：青少年課、指導課）

【現状・課題】

学校や通学路の安全向上のため、防犯対策訓練の実施や小学校1年生に向けた防犯教室、「子ども110番の家」を始めとする緊急避難場所の確保などに努めています。

しかし、毎年行っている緊急避難場所の登録者に対する継続確認の際に、解除する避難場所もあります。

【取組の方針】

子どもたちの健全育成と犯罪や事故から守るための良好な環境整備を目指します。

【主な取組】

- ・ 青少年センターによる安全パトロール、街頭補導、環境浄化活動
- ・ 野田市学校警察連絡協議会、野田警察署少年警察ボランティア連絡会との連携
- ・ 関係機関と地域が連携協力してのパトロールや啓発活動
- ・ 各小中学校が発行する学校新聞等の広報紙を通じた、緊急避難場所登録者の確保
- ・ 防災行政無線を利用した、「子どもの見守りのお願い」放送による地域の皆さんの見守り推進

施策の方向 ④子育て支援サービスの充実

家庭や地域での養育力の低下により親の育児不安が増大しており、多様な子育て支援サービスが必要とされています。

ア. 多様な子育て支援サービスの実施（担当課：児童家庭課、保育課）

【現状・課題】

野田市では、新エンゼルプランに基づき、全保育所での延長保育、学童保育所の開所時間の延長、2保育所での休日保育、子ども館の休館日解消、病児・病後児保育などの事業や居宅サービスとして、訪問型一時保育事業及び育児支援家庭訪問事業なども実施しています。

一方で、家庭や地域での養育力の低下により親の育児不安が増大していることや多様な子育て支援サービスが必要とされていることから、それぞれの事業における利用状況の見極め、今後も利用者のニーズに適切に対応した保育サービスの充実に努める必要があります。

【取組の方針】

利用者のニーズに適切に対応した保育サービスの充実に努めます。

また、子育て支援の施策を実施していくことと、事業の見直しや共通化を図ります。

【主な取組】

- ・ 総合的な施策として、ホームページ「かるがもネット」による子育てサービスの情報提供、利用方法の適切な支援や相談までを行う「子育て支援総合コーディネート事業の実施
- ・ 「地域子育て支援センター」の運営による子育てに関する相談、サークルの育成・支援情報の提供などの事業、親子の交流の場である「子育てサロン」の開設などによる、地域における子育て支援のネットワーク作り
- ・ 子ども・子育て支援新制度の仕組みと財源を活用した、保育ニーズに対応する量の確保や保育所における3歳児配置基準の改善及び妊娠・出産から育児までを切れ目なく支援する体制の構築

施策の方向 ⑤子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学校でのいじめや有害情報などに影響された問題行動の解消に向けて、早い段階から様々な触れ合いを体験できる場を作るなど、生命の大切さを理解し、お互いの気持ちを思いやる心を持てるような取組が重要です。

また、平成 21（2009）年 4 月から青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が施行され、千葉県においても千葉県青少年健全育成条例の一部改正（平成 24（2012）年 7 月 1 日施行）が行われ、保護者、携帯電話事業者、知事の責任や権限が付け加えられました。

ア．ブックスタート事業（担当課：社会福祉課、興風図書館）

【現状・課題】

乳幼児期の言葉かけや読み聞かせの大切さを踏まえ、平成16（2004）年度より乳幼児健診のために保健センターに訪れた際に母子等に絵本を贈呈し、併せて図書館の司書等が、子どもに対する読み聞かせの大切さと家庭における具体的な読み方、話し方を教えるという形でブックスタート事業を行っています。

【取組の方針】

保育所や学校における読書活動へつながるよう継続性、一貫性を考慮した取組に努めます。

【主な取組】

- ・ 乳幼児健診で保健センターに訪れた母子等へ絵本の贈呈

イ．子どもの社会性と自立心の向上（担当課：指導課）

【現状・課題】

近年の厳しい社会経済状況においては、若者が就職などを通じて自立し、積極的に社会に参画していくことが困難な時代となっています。

また、学校でのいじめや有害情報などに影響された問題行動の解消に向けて、早い段階から様々な触れ合いを体験できる場をつくるなど、生命の大切さを理解し、お互いの気持ちを思いやる心を持てるような取組が重要です。

【取組の方針】

子どもの社会性と自立心の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 学校における特別活動や「総合的な学習の時間」を利用した、家庭や地域社会、事業所との連携による、自然体験やボランティア活動、職場体験学習などの実施

ウ. インターネットによる人権侵害への対策（担当課：指導課、青少年課、人権施策推進課）

【現状・課題】

携帯電話やパソコンなど、インターネットからの有害情報の氾濫などが誘因となり、子どもが犯罪に巻き込まれるなど、社会環境の悪化が懸念されます。また、犯罪の低年齢化により児童・生徒が加害者となる事件の報道も目立つようになってきています。

「市民意識調査」では、「あなたの関心がある人権問題はどれですか」という問いに対して、「インターネットによる人権侵害」が12.8%で2番目に多い回答であり、対策を講じることが求められています。

【取組の方針】

インターネット情報の危険性について啓発に取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・ 市内小中学校における、インターネットの利用状況に関する定期的な実態調査の実施、調査結果の指導や研修会への反映
- ・ 市内小中学校や各種団体等へ啓発冊子等の配付

資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書（p11参照）

エ. 不登校児童生徒への取組（担当課：指導課）

【現状・課題】

野田市の不登校児童生徒数は、121人となっており、依然横ばいの状況にあり、不登校になった原因（複数回答）は、「無気力」35.4%、「不安など

情緒的混乱」16.5%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」13.4%となっております（平成25年度問題行動調査：野田市）。

特に中学校1年生の不登校生徒数が増加する「中1ギャップ」の問題を考慮しつつ、子どもたちが将来、自立したたくましい若者に成長するために早期の対応が必要です。

子どもが自らの義務を果たす意識を持つとともに、大人が子どもを一人の人間として尊重し、その意見・主張に真摯に耳を傾けることが、子どもの人権意識を育む上で重要です。

【取組の方針】

子ども自身が正しく社会性を身に付け、自らの人権意識とともに相手の人権も尊重できるような育成を目指します。

【主な取組】

- ・ スクールカウンセラー（臨床心理士）による相談活動の実施
- ・ 「適応指導学級」や「ひばり教育相談」などによる児童・生徒へのきめ細かいフォローや不登校の解消に向けた取組

3 高齢者

高齢者の人権問題とは、高齢者の自立や生きがいのある健やかな暮らしが妨げられたり、虐待を受けるなどの問題です。

「市民意識調査」の結果では、高齢者に関することで、「特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」という問いに対して、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が20.7%、「悪徳商法の被害者が多いこと」が17.0%でした。

また、「高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対しては、「高齢者が地域の支援を得て生活しやすい環境にする」が25.7%、「在宅サービスや福祉施設・病院を充実する」が21.4%となっています。

高齢化は、少子化ともあいまって急速に進行しており、平成25（2013）年

3月31日現在の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は24.7%に達し、野田市においても平成26（2014）年4月1日現在で25.6%になっています。

核家族化により、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えているとともに、今後、75歳以上の高齢者の増加も引き続き見込まれていることなどから、介護を要する高齢者や介護を担う家族への支援がより不可欠な社会となっています。

高齢者が安心して老後の生活を送り、家族の負担が軽減されるための社会的支援への取組を目的に介護保険法が施行され、野田市においても、「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を基本理念とした「野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「野田市シルバープラン」という。）」を平成12（2000）年に策定し、以降3年間の計画期間が満了するごとに改訂しつつ、各施策を積極的に進めています。

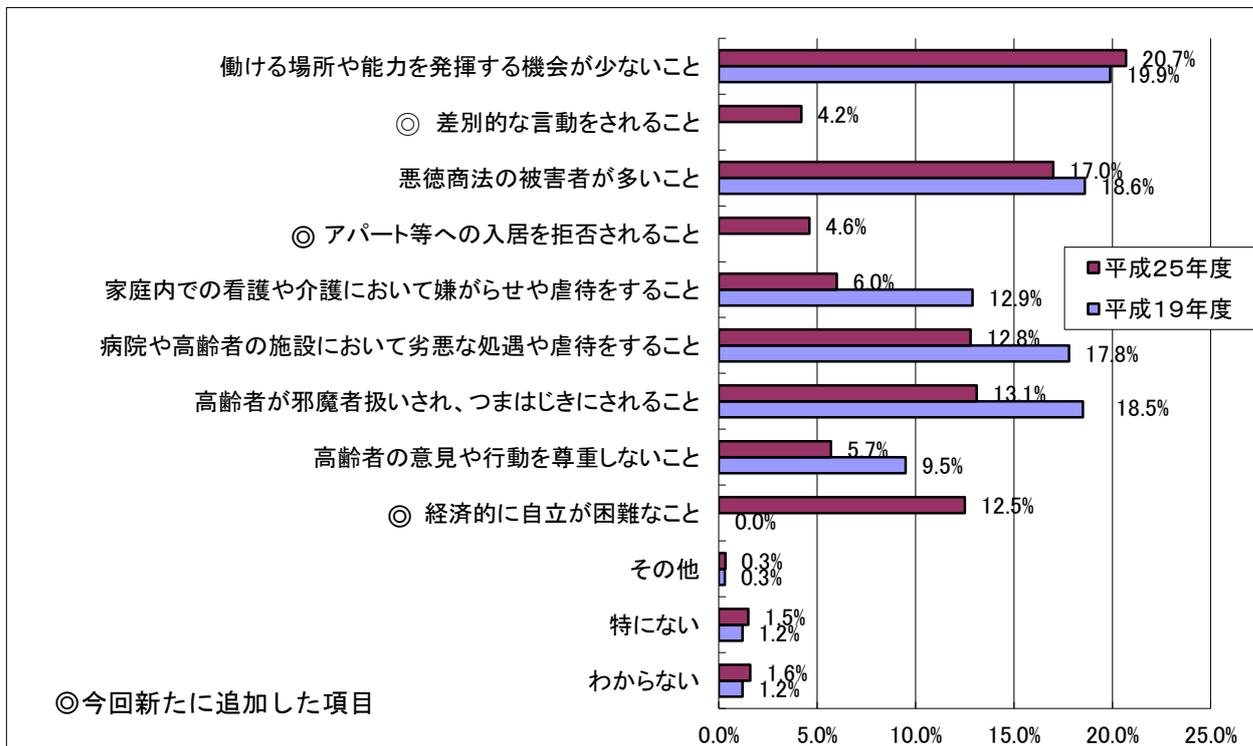
なお、平成26（2014）年度に現計画が期間満了となることから、第6期シルバープランを策定し、今後は当計画を基に施策を推進します。

高齢者虐待の問題については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会を設置し、関係機関との連携及び協力体制を強化し、高齢者の虐待防止に努めています。

「振り込め詐欺」などによる高齢者被害の増加については、関係機関と連携し、教育・啓発を行うとともに、認知症などにより判断能力の衰えた高齢者の権利・利益を守るための事業への取組が必要です。

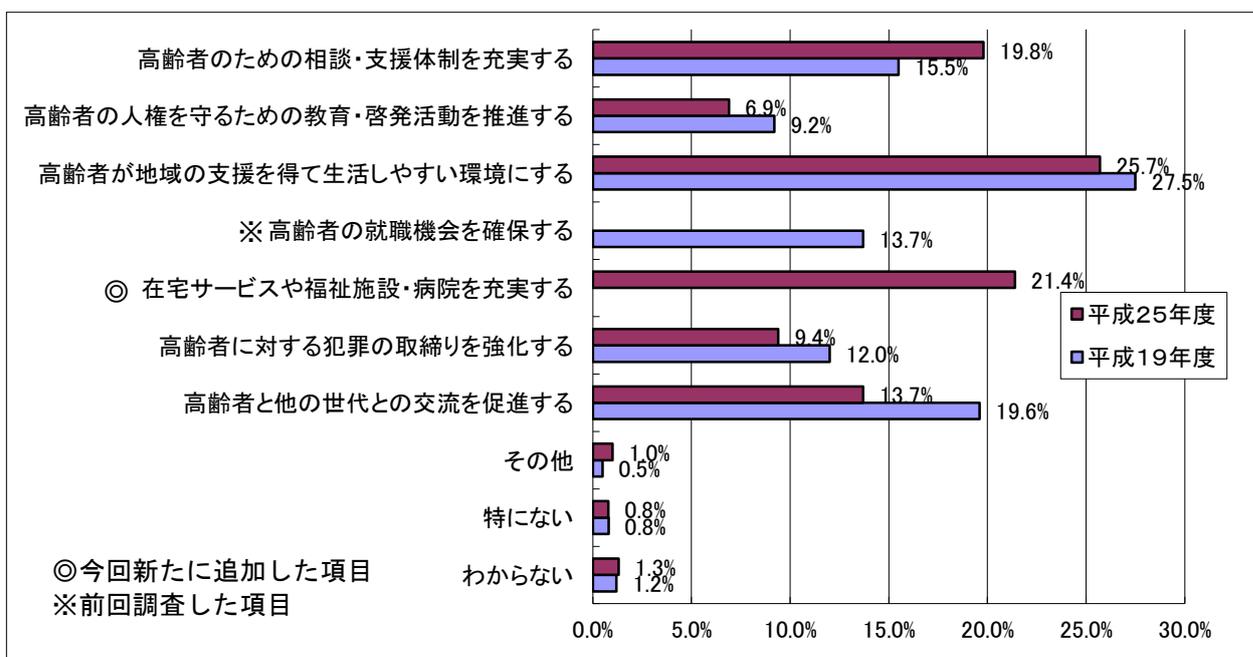
また、元気な高齢者の社会参加へ向けた取組を進めるなど、高齢者が地域社会の中で役割を確保し、自立できるよう支援していくことに合わせて、高齢者が豊かな知識や経験、技能を発揮し、健康で生きがいを持ち安心して暮らすことができる社会を目指すことも重要です。具体的には、野田市シルバープランに基づき、以下の施策を推進します。

あなたは、高齢者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答 3つまで）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答 3つまで）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

高齢者自身が介護予防の趣旨を十分に理解し介護予防事業に積極的に参加できるような環境作りが重要となるため、一層の充実に努めます。

ア．要介護状態への予防に向けた施策（担当課：高齢者福祉課、保健センター）

【現状・課題】

平成18（2006）年4月の介護保険法の改正に合わせて開始した「健康づくり推進プロジェクト事業」は、高齢者の地域支援事業として、また、高齢期に入る前からの積極的介護予防と市民同士で支える健康作りを目指して、生きがいや向上心を持てるような楽しみの場を提供しながら、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上の講座を開催し、実技指導や講話により生活機能の維持・向上を目指しており、今後も要介護状態への予防のため引き続き推進する必要があります。

しかし、特定健康診査、後期高齢者健康診査について、受診率が横ばいの状態にあることから、今後も、特定健康診査、後期高齢者健康診査の受診率向上を図り、自立した生活ができるよう、事業を展開していく必要があります。

また、市民同士で支える健康作りの在り方として、地域におけるサロン活動を実施している団体も育ってきています。

【取組の方針】

高齢者自身が介護予防の趣旨を十分に理解し介護予防事業に積極的に参加できるような環境作りが重要となるため、一層の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 高齢者の自立や生きがいのある健やかな暮らしの一助となり、高齢者の自立生活が妨げられたり虐待を受けることのないよう、また地域における「支えとなる市民」を養成するため、「健康づくり教室」、「スマートダイエット教室」、「介護予防サポーター育成研修」等の継続実施

- ・ 高齢者の疾病予防を促進するため、特定健康診査、後期高齢者健康診査の実施、メタボリックシンドローム該当者に対するの特定保健指導
- ・ 高齢者の肺炎球菌感染症ワクチン予防接種事業の展開
- ・ 高齢者に介護が必要となった場合に、家族の精神的、肉体的な負担を軽減するための、介護サービス及び各種福祉サービスの充実と利用方法についての周知徹底及び家族介護者交流事業などの一層の充実
- ・ 地域ケアシステムの拠点である地域包括支援センターにおける介護予防を含めた総合的なケアマネジメントを実施
- ・ 国が進める取組と連携しながらの、高齢者の健康増進活動や疾病予防の促進及び高齢者の健康作りの推進

施策の方向 ②高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

ア．高齢者の雇用（担当課：高齢者福祉課、商工課）

【現状・課題】

高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用として、シルバー人材センター機能の充実を推進します。

更に事業を拡大し受注業務を増やす必要があります。

【取組の方針】

高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用に努めます。

【主な取組】

- ・ 高齢者の就労促進として、事業者への「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨徹底や「野田市雇用促進奨励金制度」の周知
- ・ 公共職業安定所など関係機関との連携や、平成16（2004）年6月に市が開設した無料職業紹介所の事業による雇用の拡大
- ・ シルバー人材センター機能の充実

イ． 高齢者の活動の場の充実（担当課：高齢者福祉課、社会教育課、指導課、保育課）

【現状・課題】

高齢者の生きがい作りを進めるため、いきいきクラブ（老人クラブ）への加入促進及び活動支援、公民館のサークルや講座など活動の場の充実を図る必要があります。

【取組の方針】

地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがい作りを推進します。

また、キャリア教育の一環として、福祉教育の理解と推進に努めます。

【主な取組】

- ・ 小学校における、生活科や総合的な学習の時間、特別活動の時間を利用しての、世代間交流活動の実施
- ・ 中学校における、施設を訪問しての介護やボランティア活動などを中心とした交流を通じた高齢者に対する理解を深めながらのキャリア教育の一環としての福祉教育や進路学習
- ・ 保育所における、年2～6回ホールや園庭を開放して行う保育所行事や伝承遊び等への地域の高齢者の参加
- ・ いきいきクラブへの加入促進及び活動支援
- ・ 公民館のサークルや講座など活動の場の充実

施策の方向 ③高齢者が安心して生活できる環境づくり

高齢者が犯罪・災害に巻き込まれることなく、地域ぐるみで生活の安全を確保できるよう支援を図っていきます。

ア．福祉のまちづくり（担当課：社会福祉課、高齢者福祉課、管財課、社会教育課、公民館、人権施策推進課）

【現状・課題】

高齢者の生活の安全の確保や高齢者に配慮した福祉のまちづくりを推進するため、公共施設から半径1,000m以内に範囲を拡大して、年2回の「福

社のまちづくりパトロール」を実施しています。また、「福祉のまちづくりフェスティバル」、「福祉のまちづくり講演会」（平成25（2013）年度まで）を実施し、心のバリアフリーを推進しています。

また、交通バリアフリー専門部会を開催し、愛宕駅西口駅前広場、川間駅北口駅前広場のバリアフリーについて意見照会を行いました。

【取組の方針】

高齢者・障がい者の生活の安全の確保に配慮した福祉のまちづくりと心のバリアフリー化を推進します。

【主な取組】

- ・ 「福祉のまちづくりパトロール」や「福祉のまちづくりフェスティバル」と、「福祉のまちづくり講演会」に代わる「福祉のまちづくり講座」の実施を通して、ソフトとハード両面のバリアフリー化の推進
- ・ 道路等だけでなく、公共施設の建物内のバリアフリー化について、ファシリティマネジメント基本方針及び平成27年度策定予定の野田市公共施設等総合管理計画の中での検討
- ・ 各種イベント等に合わせて実施する、人権に関する啓発活動や出前講座

イ． 防犯・防災（担当課：高齢者福祉課、社会福祉課、市民生活課、社会教育課）

【現状・課題】

災害対策として、避難行動要支援者の避難などを安全かつ迅速に行うため、野田市避難行動要支援者支援計画に基づく避難行動要支援者名簿を整備する必要があります。

また、防犯対策として、高齢者に対する悪質な詐欺行為の被害防止と啓発が必要です

【取組の方針】

高齢者が犯罪・災害に巻き込まれることなく、地域ぐるみで生活の安全を確保できるよう支援を図っていきます。

【主な取組】

- ・ 悪徳商法や悪質な詐欺行為の被害を未然に防ぐための高齢者向けの講座や各種相談事業の充実
- ・ 災害対策として避難行動要支援者の避難などを安全かつ迅速に行う野田市避難行動要支援者支援計画に基づく避難行動要支援者名簿の整備及び避難支援等関係者に情報の提供
- ・ 防犯対策として地域ぐるみで犯罪を防止するための自治会や各団体などとの連携の強化
- ・ 公民館などにおける高齢者対象講座などの機会を利用し、野田市消費生活センターと連携した、消費生活出前講座の実施
- ・ 高齢者等居室相談や高齢者に関する各種相談事業の窓口についての一層の周知

施策の方向 ④高齢者の権利が尊重されるまちづくり

介護の場において高齢者の身体を拘束することは、人間の尊厳を著しく損なう行為です。平成13（2001）年、国が「身体拘束ゼロへの手引き」を示したことを踏まえ、市では、実態が報告された場合は早急に対応するとともに、各介護施設に対し、施設職員への人権意識の教育・啓発を含めた身体拘束廃止のための体制づくりを進めてきました。

ア． 相談、支援体制の強化（担当課：高齢者福祉課、市民生活課、社会教育課）

【現状・課題】

地域密着型サービス事業者に対する、集団指導や個別の保険者指導等を通じて、職員の人権意識の教育を推進するよう指導しています。今後も、こうした取組の強化を図っていく必要があります。

また、市では、高齢者介護が円滑に行われるよう高齢者の介護に対する意識改革に努め、介護に対する偏見や福祉に対する否定的なイメージを払拭するための福祉教育を推進する必要があります。

【取組の方針】

地域密着型サービス事業者の指導を通じて高齢者の権利が尊重され

るよう啓発を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域密着型サービス事業者に対する、集団指導や個別の保険者指導等
- ・ 高齢者に対する消費者トラブルや架空請求・多重債務の相談などについて、消費者相談窓口である消費生活センターの周知及び関係機関からの情報収集や弁護士相談の活用など相談窓口の機能強化
- ・ 認知症などにより判断能力の衰えた高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利擁護のため、財産の管理や福祉サービスの利用契約などを本人に代わって行う「成年後見制度」の活用や、判断能力が不十分な高齢者が適切な福祉サービスが受けられる「日常生活自立支援事業」についての、広報紙などによる制度、事業の周知及び関係機関と連携した相談体制の充実

イ．高齢者の住宅環境の向上（担当課：建築指導課）

【現状・課題】

高齢者の住宅環境の向上を図るため、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援を実施していますが、活用実績がありませんので、更なる制度の周知に努める必要があります。

【取組の方針】

住宅環境の向上について、関係課と連携し制度の周知、利用促進を進めます。

【主な取組】

- ・ 関係課と連携した制度の周知、利用促進

4 障がい者

障がい者の人権問題とは、障がい者が、家庭や地域、学校や職場において障がいの無い人と対等の立場で参加し、支え合って生きていくことが阻害されることに関する問題です。

国の障がい者に関する施策については、「障害者のための国連10年」の国

内行動計画として昭和57（1982）年に「障害者対策に関する長期計画」を策定し、障がい者が地域社会の中で普通に生活を送れる「ノーマライゼーション」と可能な限りの自立と社会参加を促進する「リハビリテーション」の理念の下、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5（1993）年）、「障害者プラン」（平成7（1995）年）などの計画が策定され、平成14（2002）年に策定された「障害者基本計画（第2次計画）」を経て、平成25（2013）年9月には「障害者基本計画（第3次）」が策定されました。

また、平成15（2003）年度からは自己決定を尊重するという理念のもと、「障害者支援費制度」が導入され、これを引き継ぐ形で平成18（2006）年度からは障害者自立支援法が施行され、平成25（2013）年度には障害者自立支援法が改正、名称変更により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）となり、これに基づく制度が行われています。

なお、平成16（2004）年6月からは、障害者基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、障がいを理由とする差別や権利・利益を侵害する行為を禁止する基本理念が示されました。

千葉県では平成19（2007）年7月から障がいのある人への誤解や偏見をなくしていくために、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定しています。

野田市においても、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念実現を目指し、平成11（1999）年に策定した「野田市障害者基本計画」を、平成16（2004）年3月と平成19（2007）年3月に改訂、平成24（2012）年3月には、第2次障がい者基本計画を策定し、障がい者施策の基本的な方向を示す指針として施策の推進を図っています。

また、従来の「障害者何でも相談窓口」の体制強化を図り、平成19（2007）年4月から「障害者総合相談・就労支援センター」を設置し、平成24（2012）年10月からは「障がい者総合相談センター」に改組して、障がい者の相談体制の充実に努めています。

これらの変遷を経て、制度の充実が図られてきましたが、障がい者を取り巻く環境には、他人の何気ない視線や言葉によって人間としての尊厳が傷つけられることや就職や借家住宅入居などに際して差別的な扱いを受けること、また、インフラ面の整備に関することなど、多様な面で障壁が存在しま

す。

これらの障壁を取り除き、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を作るためには、行政だけでなく社会を構成する者それぞれが役割と責任を意識して取り組む必要があります。

施策の方向 ①障がい者に対する理解の推進と共生社会づくり

「第2次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築」に向けて次の施策を推進します。

ア． 障がい者への理解促進（担当課：社会福祉課、指導課、人権施策推進課）

【現状・課題】

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、障がい者に対する社会全体の理解を促進すべく広報啓発などを充実し、「心のバリアフリー」について、更に促進することが重要です。

また、精神障がい者が通院や社会復帰のため地域において生活していくにあたり、市民の理解を深め偏見を解消するため、精神障がいについての正しい知識の普及・啓発を国、県と連動して行う必要があります。

【取組の方針】

「第2次野田市障がい者基本計画」に掲げる基本理念である「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築」に向けて施策を推進します。

【主な取組】

- ・ 「福祉のまちづくりフェスティバル」、「サンスマイル」、「おひさまといっしょに」などの催しの機会における健常者との交流
- ・ 学校での「特別活動」や「総合的な学習の時間」などにおけるボランティア活動など福祉教育による障がい者への理解促進
- ・ 各種イベント等に合わせた、人権に関する啓発活動や出前講座の

実施

イ．障がい者の権利・利益の擁護（担当課：社会福祉課）

【現状・課題】

障がい者の権利・利益の擁護を図るため、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の普及に努め、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえ、障がい者の日常生活を支えるアシスタント・ドッグの役割について広く周知していく必要があります。

また、虐待防止は、関係機関が連携して取り組む必要があります。

【取組の方針】

障がい者に対する理解を深めるよう努めます

【主な取組】

- ・ 虐待防止について、地域自立支援協議会での総合的な対応
- ・ 障がい者総合相談センターが虐待防止センターとして行う、障がい者への虐待防止の啓発及び迅速かつ適切な対応
- ・ 障がい者の権利擁護の支援のために障がい者総合相談センターが行う、成年後見制度の相談事業の充実

施策の方向 ②障がい者が自立して安心して生活できる環境づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの特性やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供される必要があります。

「市民意識調査」の結果では、「障がいのある人が地域で生活するとき、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」という問いに対して、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が20.2%、「道路の段差解消、エレベーターの設置等の暮らしやすいまちづくりが図られていないこと」が16.3%、となっています。

また、「障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いでは、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が24.0%、「障がいのある人のための相談・支援体制を充実する」が17.3%となっています。

ア．相談支援体制の充実（担当課：社会福祉課、保健センター、指導課）

【現状・課題】

障害者総合支援法を基に、障がい種別にかかわらずサービスが一元化され、利用者が必要とするサービスの提供が行われております。

また、市では、障がい者総合相談センターが障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等と連携して、様々な障がい種別に対応した相談支援体制の充実に努めています。

障がいや疾病などの予防、早期発見・治療・療養体制については、母子健康管理事業や生活習慣病予防事業を推進するとともに、医療機関との連携により健康知識の普及と各種検診の受診率の向上に努めています。

一方で、妊婦・乳児一般健診、乳幼児健診など未受診者については、実態を確認できないケースがあります。

教育では、学校が関係機関や保護者との窓口の役割を果たせるよう、市内全ての小中学校において、校長が特別支援教育コーディネーターを指名しています。

【取組の方針】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、障がいの特性やニーズに応じた福祉サービスを適切に提供するよう努めます。

国の報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24（2012）年7月）を受けて、全ての児童生徒の自立や社会参加を目指し、早期からの一貫した支援体制の構築・整備をより一層努めます。

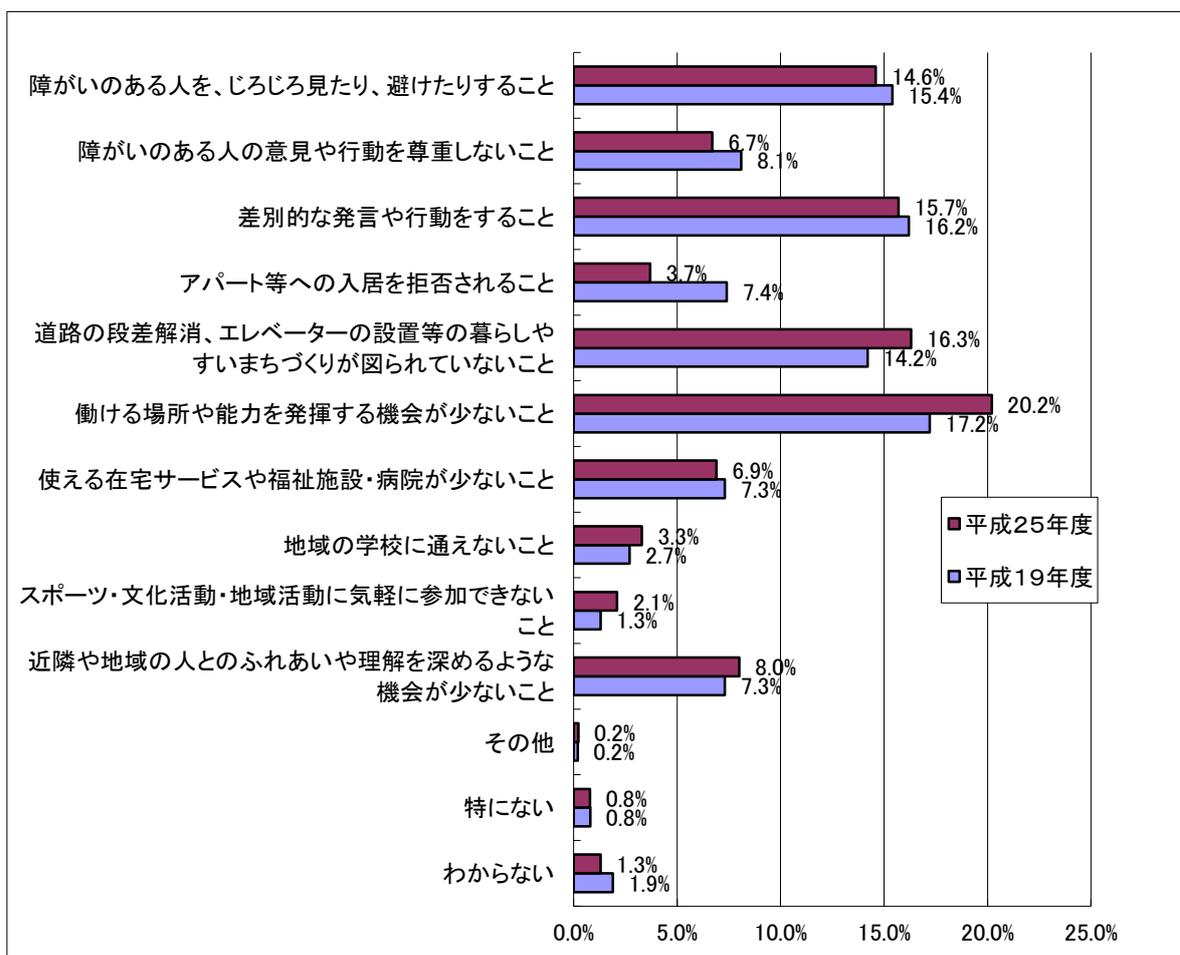
【主な取組】

- ・ 精神障がい者に対する、ホームヘルパーの派遣、福祉タクシーの利用拡大、グループホームへの補助などのケア体制の充実及び障がい者総合相談センターの相談、地域活動支援センターの見学同行及び通院の同行による、地域での自立生活の支援
- ・ 自閉症、学習障害及び注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方々への、障がい者総合相談センターによる早期発見や相談支援及び県発達障害者支援センター、ハローワーク、地域障害者職業センター及び障害者就

業・生活支援センターなどと連携した支援

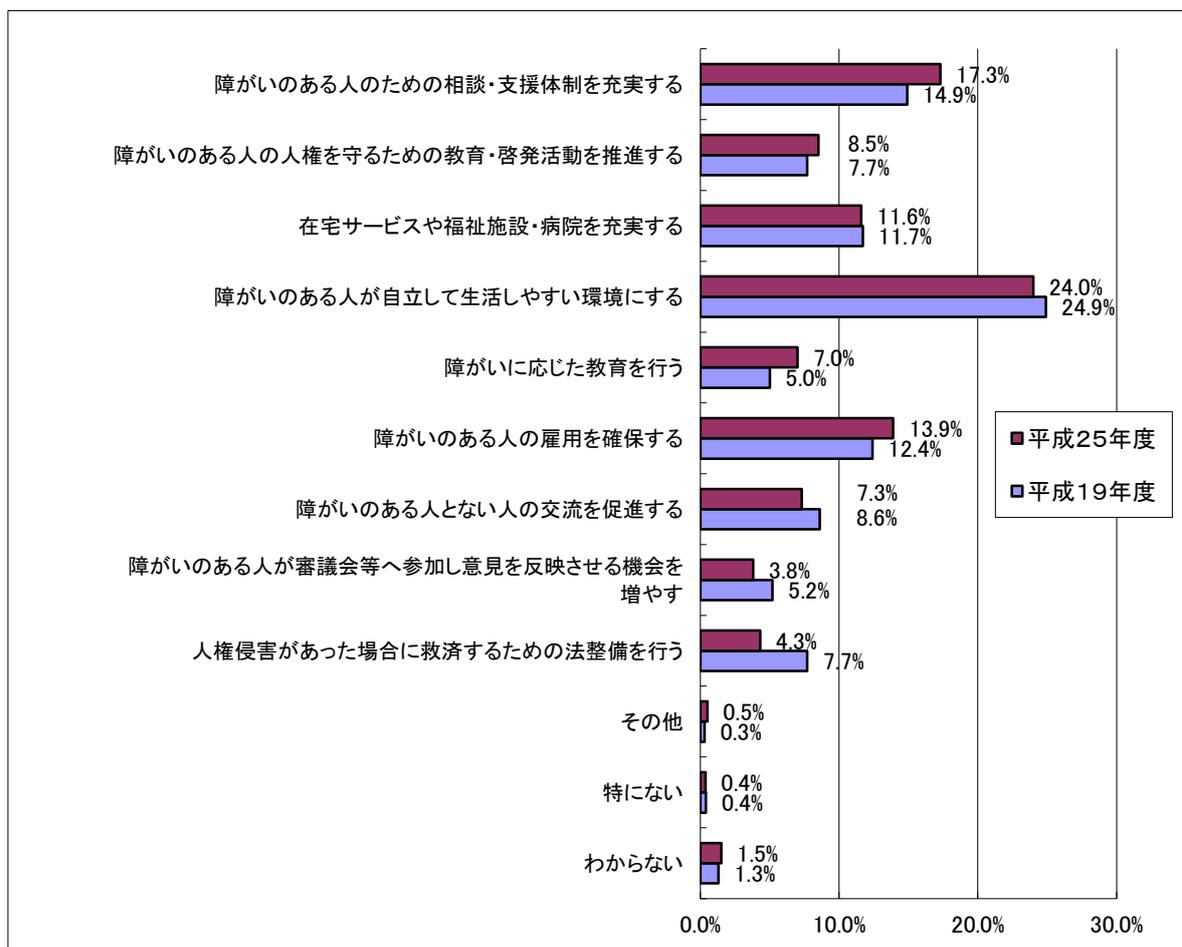
- ・ 障がいのある子どもには、早期発見、早期療育が効果的であり、適正な療育に結び付けていくことが重要であるため、障がいのある子どもの成長に合わせた一貫した支援が重要との観点から設置する（仮称）子ども発達支援室による支援
- ・ 妊婦・乳児一般健診、乳幼児健診などについての、更なる周知及び継続した関わりが必要な家族の早期発見、支援
- ・ 妊婦・乳児一般健診、乳幼児健診などの未受診者の把握に努めるとともに、虐待リスクが高い児童について、関係機関との連携強化及び情報共有による、虐待防止の支援
- ・ がん検診や特定健康診査についての、更なる周知
- ・ 教育における、国の報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成24（2012）年7月）を受けて、全ての児童生徒の自立や社会参加を目指すための、早期からの一貫した支援体制の構築・整備

あなたは、障がいのある人が地域で生活するとき、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

あなたは、障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答 3つまで）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

イ．障がい者の雇用（担当課：社会福祉課、商工課）

【現状・課題】

野田市内の企業において、障がい者の法定雇用率※（2.0%）は未達成のため、法定雇用率の達成に努める必要があります。

【取組の方針】

「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が就労の支援の中心的役割を担い、障がい者総合相談センターと連携して、情報交換を行うことで、障がい者に対する就労支援を推進していきます。

【主な取組】

- ・ 「野田市雇用促進奨励金制度」、「障がい者職場実習奨励金制度」、「若年者等トライアル雇用奨励金制度」、「野田市起業家支援事業」の一層の活用、IT機器操作などの職業訓練の推進
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはとふる」が中心的役割を担い、障がい者総合相談センターと連携して、情報交換を行うことによる、障がい者に対する就労支援の推進

※ 法定雇用率／民間企業、国、地方公共団体は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、それぞれの労働者・職員数の割合に応じて一定数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされています。障害者の雇用の促進等に関する法律施行令が平成25（2013）年4月1日に改正され、法定雇用率は1.8%から2.0%となっています。（野田市の達成状況は1.45%（平成25（2013）年6月現在））

ウ．障がい者の住宅環境の向上（担当課：建築指導課）

【現状・課題】

障がい者の住宅環境の向上を図るため住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援を実施していますが、制度の周知に努めているものの活用実績がありませんので、更なる制度の周知に努める必要があります。

【取組の方針】

住宅環境の向上について、関係課と連携し制度の周知、利用促進を進めます。

【主な取組】

- ・ 関係課と連携した制度の周知、利用促進
- ・ 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の協力不動産店の拡大

施策の方向 ③障がい者が普通に社会参加できるまちづくり

障がい者が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障がい者にとって利用しやすいものへと変えていくことが非常に重要です。

ア．福祉のまちづくり（担当課：社会福祉課、建築指導課、社会教育課、公民館）

【現状・課題】

物心両面のバリアフリー化の推進として、「福祉のまちづくりパトロール」の取組によるハード面の整備、「福祉のまちづくりフェスティバル」や「福祉のまちづくり講座」によるソフト面での啓発、手話通訳者派遣・設置事業など移動やコミュニケーション手段の確保などに取り組んでいます。

更なる社会参加促進のために、障がい者自身が相談員として相談を受ける当事者相談・関係者相談や地区社会福祉協議会による地域での触れ合い事業の活用などの支援に取り組んでいく必要があります。

【取組の方針】

更なる社会参加促進のための支援に取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・ 「福祉のまちづくりパトロール」の取組によるハード面の整備、「福祉のまちづくりフェスティバル」や「福祉のまちづくり講座」によるソフト面での啓発、手話通訳者派遣・設置事業による移動やコミュニケーション手段の確保
- ・ 障がい者自身が相談員として相談を受ける当事者相談・関係者相談や地区社会福祉協議会による地域での触れ合い事業の活用など、更なる社会参加促進のための支援
- ・ 市営住宅の維持管理などについて、長寿命化及びバリアフリー化を進めることによる生活環境の整備

5 同和問題

同和問題とは、我が国の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人々が同和地区・被差別部落の出身であることを理由に、結婚を妨げられたり、就職や日常生活の上でいろいろな差別を受けるといった問題です。

昭和44（1969）年の同和对策事業特別措置法が施行されて以来、3

度にわたって制定された特別法に基づき、国及び地方公共団体は、同和問題に対して特別対策を実施してきました。

平成8（1996）年11月にそれまでの取組の成果や国の地域改善対策協議会の意見具申を踏まえて、野田市同和対策審議会は「法期限後における、野田市の同和対策のあり方」についての意見具申を行いました。

野田市はこれを尊重して、必要な事業の見直しを進めるとともに、平成12（2000）年4月に、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため人権施策推進課を設置し、平成14（2002）年2月には人権施策推進の基本指針となる「人権教育のための国連10年」に関する野田市行動計画を策定しました。

その後、平成17（2005）年度には同計画の期間が満了したことから、人権施策を推進するための基本方針として、「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」を策定し、平成21（2009）年度の改訂を経て、現在まで人権に関する諸施策を総合的・効果的に推進しています。

施策の方向 ①教育・啓発事業の推進

「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（改訂版）」の計画期間が平成26（2014）年度で終了することから、（仮称）人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第2次改訂版）の策定を進めて、平成27（2015）年度以降は、当計画に基づき、具体的施策に取り組むこととなります。

ア．差別意識の解消に向けた施策（担当課：人権施策推進課）

【現状・課題】

「市民意識調査」の結果では、「親しく付き合っている隣近所の人や友人が「同和地区」出身者であるとわかった時、どうすると思いますか」という問いに対して、「これまでと同じように付き合っていく」が87.5%で最多の回答でした。

また、「もし仮にあなたの結婚しようとする相手が「同和地区」出身者であるとわかった時、どうすると思いますか」という問いに対して、65.0%が「結婚する」（「問題にしない」、「意思は変わらない」の計。）との回答でした。

前回の調査（平成19（2007）年）と比較すると多少の増減はあるもののほぼ横ばいの結果となっており、なお差別意識が見られることから、学校、地域、職場などの分野において、同和問題の歴史やこれまでの取組についての正しい知識を提供しつつ、引き続き教育・啓発の取組が必要となっています。また、同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」が全国的に横行しており、その根絶が求められています。

同和問題に関する差別意識は、着実に解消に向かっているものの結婚問題を中心に依然として存在しており、これまでの人権教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の取組を積極的に推進していく必要があります。

平成25（2013）年度には、啓発事業の効果を上げるため一般向けの講演会は国・県の補助対象事業があるときに限り実施することとし、その他の年度では、各種団体等に出向き出前講座を開催するよう改善しました。

また、福社会館では、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして公民館や関係団体と連携しながら、地域交流事業、啓発事業、相談事業、各種講座事業、貸館事業などの充実に努めています。

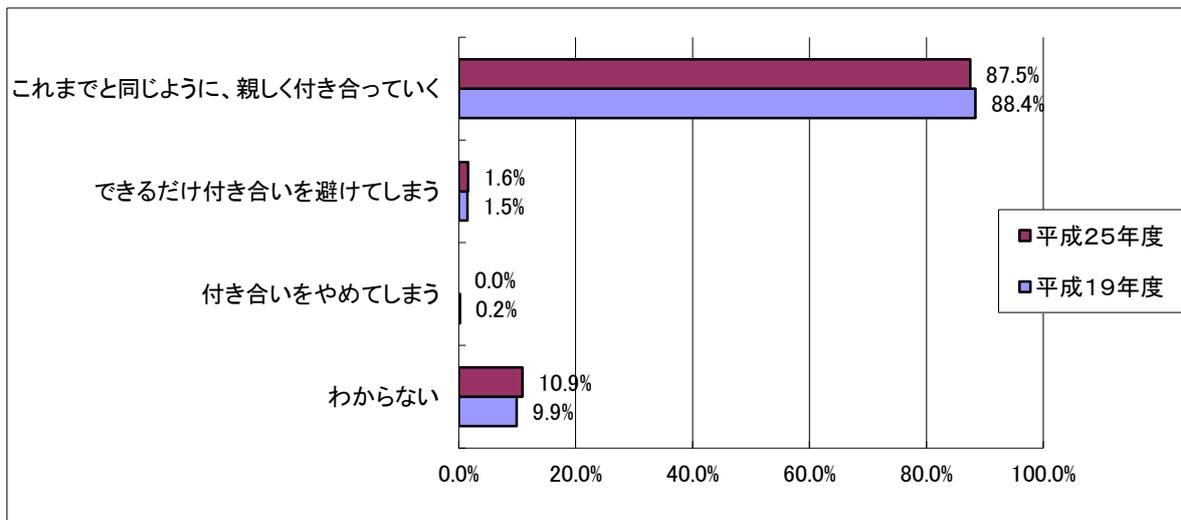
【取組の方針】

これまでの人権教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の取組を積極的に推進します。

【主な取組】

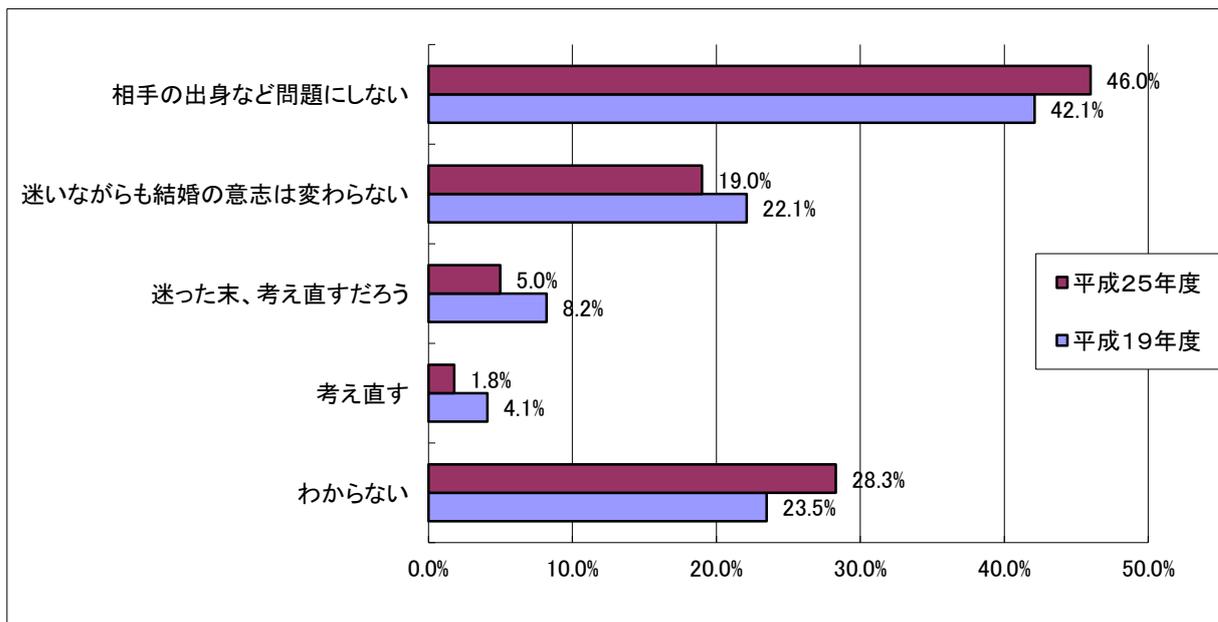
- ・ 差別意識の解消に向けて、「市民意識調査」の結果を踏まえた、講演会・研修会・講座などの開催、啓発資料の作成・配布などの施策による、あらゆる場における教育・啓発の推進
- ・ 国・県の委託事業を受けた一般向け講演会の実施及びその他の年度に、各種団体等に出向いた出前講座の実施
- ・ 地域住民を対象にした教育委員会との共催による人権学習会の開催
- ・ 同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」に対する、関係機関、企業などと連携した排除、啓発

あなたは、親しく付き合っている隣り近所の人や友人が「同和地区」出身であるとわかった時、どうだと思いますか。



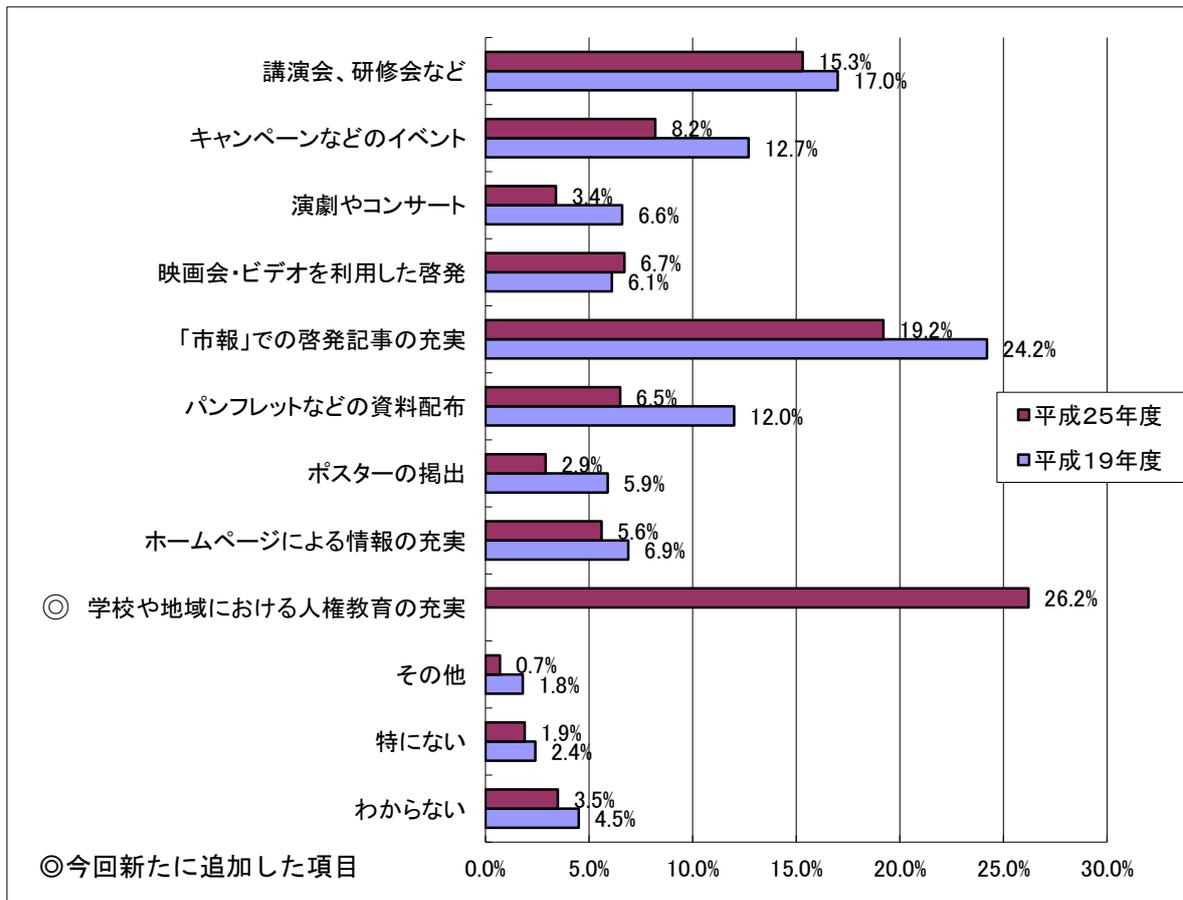
資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

もし仮に、あなたの結婚しようとする相手が「同和地区」出身であるとわかった時、どうだと思いますか。



資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

市では、人権についての理解を深めていただくためにさまざまな取組を進めていますが、あなたは、今後どのような取組を充実させていくべきだと思いますか。（複数回答 3つまで）



資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

6 外国人

外国人の人権問題とは、日本国の国籍を持っていない人が国内で生活する上で言葉や文化、習慣の違いに起因した誤解・偏見により差別を受ける問題です。

国は、国連において採択された国際人権規約及び人種差別撤廃条約を締結し、外国人の基本的な人権及び自由を保障しています。

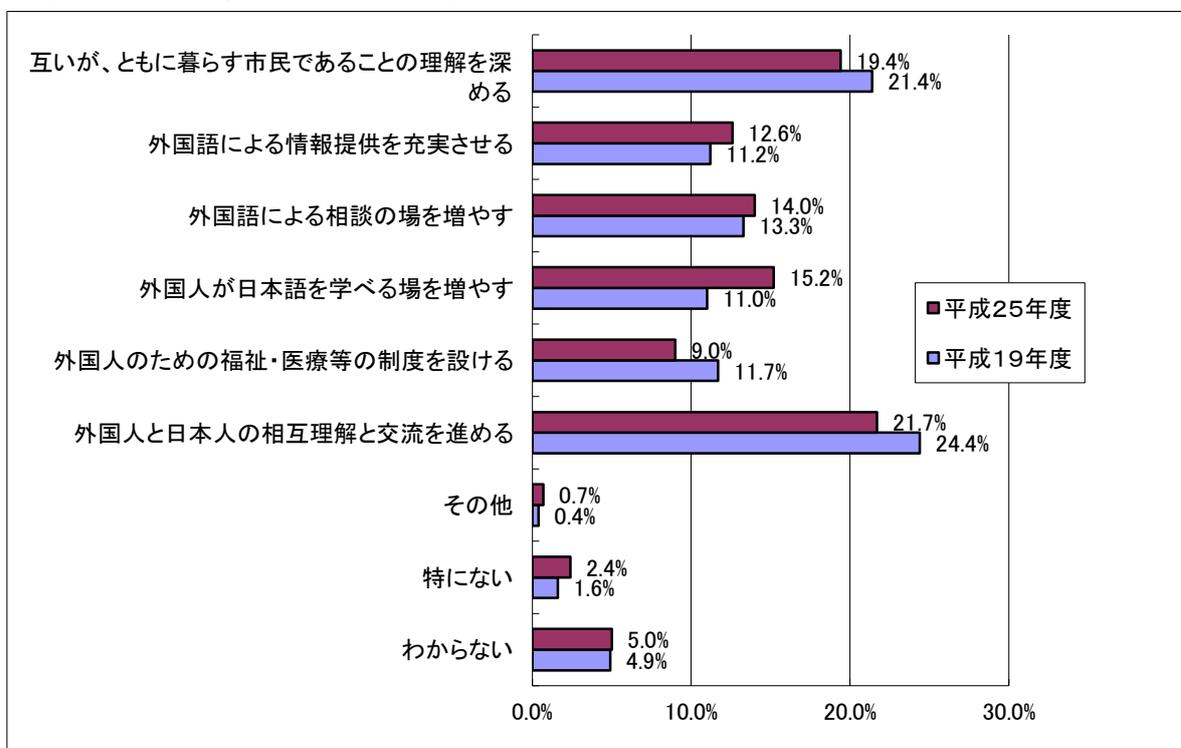
日本国内で生活する外国人は年々増加しており、東日本大震災の影響で減少しましたが、平成25（2013）年以降は再び増加傾向にあります。野田市においても、1,839人（平成26（2014）年1月1日現在）の外国籍市民が定住・滞在しており、前年に比べ72人の増加となっています。

「市民意識調査」の結果では、「外国人が地域で生活する上で、特に人権

上問題があると思われるのはどのようなことですか」という問いに対して、最も多かった回答が、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」で16.0%、次いで「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」が13.8%でした。

また、「外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対しては、最も多かった回答が、「外国人と日本人の相互理解と交流を進める」で21.7%、次いで「互いが、ともに暮らす市民であること」の理解を深める啓発を進める」が19.4%となっています。

あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だとおもいますか。（複数回答 3つまで）



資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

施策の方向 ①生活情報などの提供

ア. 「野田市外国人生活情報ガイドブック」等による情報提供（担当課：企画調整課、市民課、国保年金課）

【現状・課題】

一般に外国人は、日本で生活するに当たって言語の違いなどにより行政サービスについて十分な情報が得られず、本来受けられるサービスを

受けられないなどの問題が指摘されています。そのため、少しでも安心して生活ができるよう、英語と日本語表記による「野田市外国人生活情報ガイドブック」を作成し、転入者に対して市民課・支所・出張所で配付し、行政サービスの情報提供を行っています。

現在配付しているガイドブックは、平成 24（2012）年 3 月に記載内容の見直しを行い、改訂版として作成したのですが、2 か国語表記のため、今後は多言語化を図る必要があります。

【取組の方針】

言語の違いなどにより外国人が行政サービスについて十分な情報が得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの問題の解消を図ります。

【主な取組】

- ・ 「野田市外国人生活情報ガイドブック」の配付及び多言語化
- ・ 国民健康保険制度における、適切な医療と健康管理に資するサービスの周知

施策の方向 ②外国人への理解と交流

他国との交流が盛んになるにつれ、様々な国籍、民族の人たちが野田市で生活するようになりました。

日本で暮らす外国人をめぐっては、言語・習慣・宗教などの違いにより様々な誤解が生じる場合がありますが、最近では外国人による犯罪の被害が数多く報道されており、市民が防犯上の不安を抱くことで、他の多くの外国人に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。

ア．野田市国際交流協会等の協力を得た国際交流の推進（担当課：企画調整課、指導課）

【現状・課題】

その国の事情や民族文化への理解不足により偏見や差別が発生する場合もあることから、交流を深め、互いの文化の違いを認め合うことが重要です。

野田市国際交流協会が行う国際交流フェスタ、外国料理教室、外国人と自由におしゃべりをするサロンなどのイベント活動等を通して、異文化交流が図られています。

同協会では、外国人向けに日曜日と月曜日の週2回日本語教室を開催し、言葉の壁を軽減することで、日本での生活がしやすいようにサポートしており、市ではこれらの活動を通して、多くの市民と外国人の交流が友好に図られるように同協会の活動を支援しています。

【取組の方針】

次代を担う世代が、自国と外国の文化を理解し尊重する意識を育てることができるよう施策を推進します。

【主な取組】

- ・ 草の根レベルの市民主体の異文化交流・相互理解の推進
- ・ 次代を担う世代が、自国と外国の文化を理解し尊重する意識を育てることができるよう、学校に外国人講師を招いての学習
- ・ 外国語活動、外国語や総合的な学習の時間などにおいて、様々な国の人と交流し、異文化を体験できるよう、地域の人材を活用して、野田市国際交流協会などの協力を得ながら行う、国際理解教育の推進

7 HIV感染者など

HIV感染者・AIDS患者やハンセン病患者・元患者について、疾病に関する知識不足のため、日常生活を行う上で差別や偏見にさらされたり、プライバシーが侵害されるなどの問題です。

エイズ動向委員会は、全国のHIVの感染者は15,783人、AIDS患者は7,188人（平成25（2013）年12月末現在）と報告しており、年々増加傾向にあることを警告しています。

ハンセン病患者については、明治40（1907）年に制定されたらい予防法が平成8（1996）年に廃止されるまで隔離政策が行われ、平成13（2001）年のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行により、ハンセン病問題の全面的解決に向けての本格的な取組が始まりました。

さらに、差別や偏見の解消を進めるため平成 21（2009）年 4 月よりハンセン病の問題解決の促進に関わる法律が施行されました。

施策の方向 ①教育・啓発の充実

ア．様々な感染症に関する教育、啓発の取組（担当課：保健センター、人権施策推進課）

【現状・課題】

「市民意識調査」の結果では、「エイズ患者・H I V感染者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」との問いに対して、最多の回答が「患者・感染者のプライバシーを守らないこと」で 21.9%と前回より 1.9 ポイント増加しています。次いで前回よりともに低下していますが、「差別的な発言や行動をすること」、「就職の際や職場において不利な扱いをすること」がそれぞれ 17.3%、17.0%となっております。

H I V が性的接触以外の日常生活で感染する心配がないことは一般的に認識されつつありますが、「市民意識調査」の結果は、感染を明らかにした上で普通に社会生活を送ることは依然困難であることを示しています。

また、講演会後の生徒へのアンケート結果では、「性に関する正しい知識が理解できた」のほか「命の大切さ」、「人への思いやり」等の感想が多く聞かれました。

20歳から30歳代の若い世代の感染者が特に増加していることから、今後も予防に関する正しい知識の普及とともに、性行動の低年齢化に対応した啓発に努める必要があります。

ハンセン病についても、正しい知識の普及啓発に努め、差別や偏見の解消に向け努力することが求められています。

また、肝炎ウイルス検診、結核検診の周知に努める必要があります。

新たな感染症に対しては、国、県からの感染症情報を的確に市民に提供する必要があります。

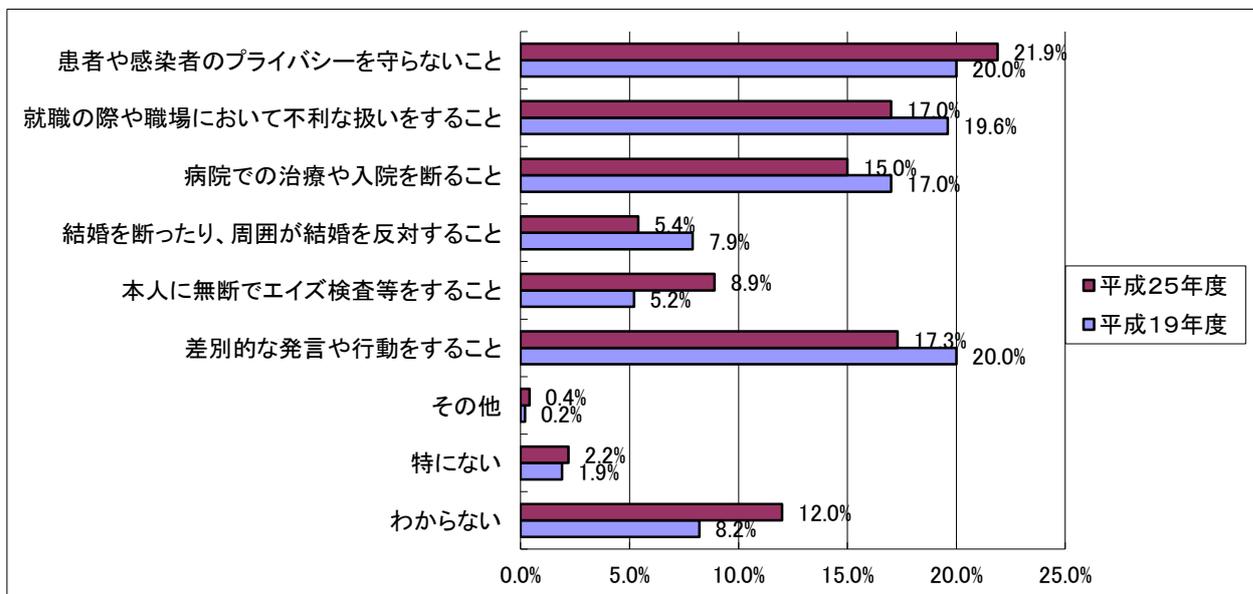
【取組の方針】

正しい知識の普及啓発を通じて、差別や偏見の解消に向け努めます。

【主な取組】

- ・ 国・県の実施する事業などに協力し、公共機関や医療機関などへのポスターの掲出、エイズ無料検査及び相談事業などについての広報の実施
- ・ 思春期の人工妊娠中絶や性感染症など、性に対する正しい知識の普及のため、市内小・中・高等学校を会場として児童・生徒のほかその保護者なども聴講できる「思春期教育講演会」の開催
- ・ 肝炎ウイルスや、再び流行のおそれのある結核などの疾病検診についての更なる周知
- ・ ハンセン病を正しく理解するための講演会などの開催

あなたは、エイズ患者・HIV感染者に関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答 3つまで）



資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

8 様々な人権課題など

これまで列記した人権問題の他に、多様な人権問題が存在しています。

施策の方向 ①様々な人権課題への理解のための教育・啓発の推進

施策の方向 ②関係機関や団体との連携

◎ 刑を終えて出所した人（担当課：社会福祉課、人権施策推進課）

【現状・課題】

「市民意識調査」の結果では、「刑を終えて出所した人等について人権上問題があると感じるのはどんなことですか」という問いに対して、「就職の拒否や差別」が32.0%で最も多く、次いで「前歴や身上について悪意のある噂話をする」が27.2%となっています。

「社会を明るくする運動」における保護司会や更生保護女性会の啓発活動を通じて地域の理解を深めるとともに、犯罪や非行の防止についても、関係機関や団体と連携し啓発を行っていますが、本人に強い意欲があっても、地域の中での偏見や差別意識、最近の不況下での就労先確保の困難さなどから、社会復帰に向けた活動は厳しい状況にあります。

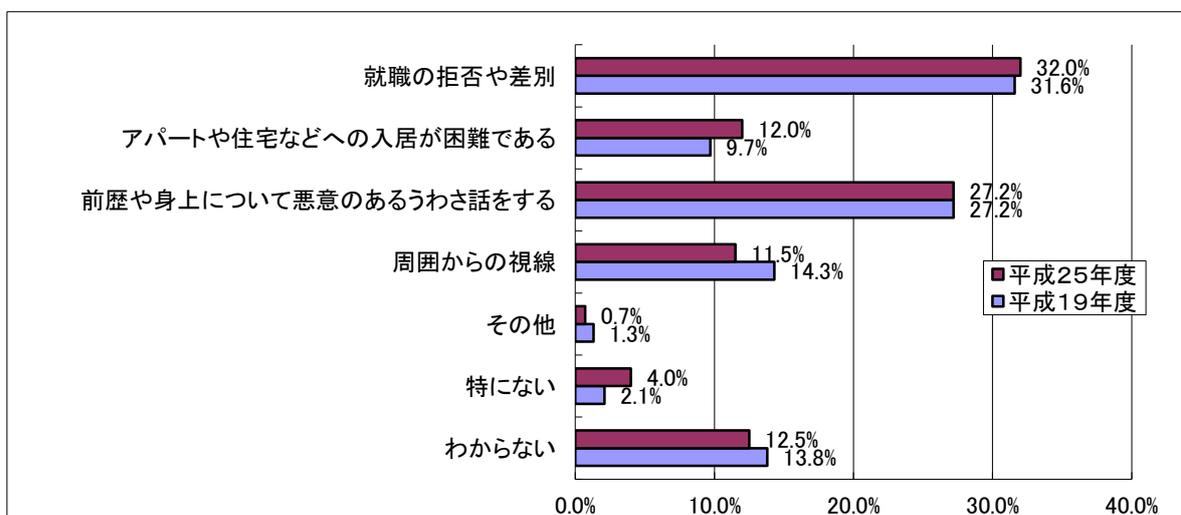
【取組の方針】

地域の理解を深めるとともに、犯罪や非行の防止を図ります。

【主な取組】

- ・ 「社会を明るくする運動」における保護司会や更生保護女性会の啓発活動を通じた、地域の理解の促進
- ・ 犯罪や非行の防止について、関係機関や団体と連携した啓発

あなたは、刑を終えて出所した人等について人権上問題があると感じるのはどんなことですか。（複数回答）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

◎ 犯罪被害者やその家族（担当課：社会福祉課、人権施策推進課）

【現状・課題】

連日のように凶悪事件が報道される社会状況の中、平成13（2001）年に改正少年法が施行され、また、平成17（2005）年には、刑事罰の重罰化を内容とした改正刑法が施行されました。

また、同年に成立した犯罪被害者等基本法で、犯罪被害者の権利を明記するとともに、犯罪被害者保護を国や地方公共団体の責務と規定し、さらに、「犯罪被害者等基本計画」も策定されました。

こうした法改正のほか、平成16（2004）年4月には、「千葉県犯罪被害支援センター」が設立され、被害者の心理面のダメージのケアをはじめ各種相談事業などが開始されています。

「市民意識調査」の結果では、「犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われますか」という問いに対して、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が23.3%で最も多くなっています。

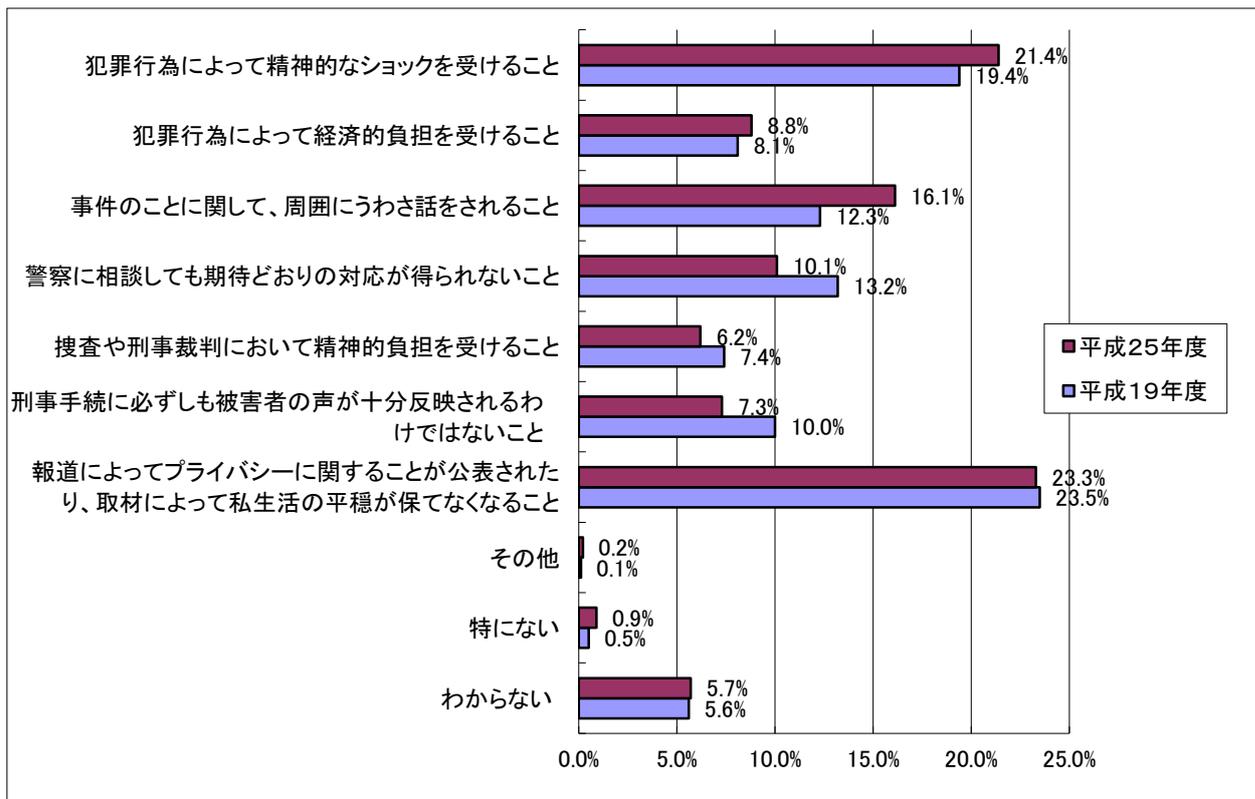
【取組の方針】

国・県の動きを注視しつつ、啓発活動などについて保護司会など関係者との連携に努めます。

【主な取組】

- ・ 国・県の動きを注視しつつ、啓発活動などについて保護司会など関係者との連携の強化
- ・ 「人権ガイドブック」や「のだの明日」といった、犯罪被害者やその家族の人権問題を掲載している人権啓発用冊子を活用した啓発の推進

あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われますか。（複数回答 3つまで）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

◎ インターネットなどによる人権侵害（担当課：指導課、青少年課、総務課、人事課、人権施策推進課）

【現状・課題】

インターネット上には、特定の相手との通信手段である電子メールや、不特定多数の者が利用可能なホームページ・電子掲示板など多様なSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）があります。

利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現、差別を助長する表現、悪質な差別情報の流布など人権に関わる問題が発生しています。

さらに、携帯電話も含めた有料サイトなどの利用に当たって、トラブルや詐欺の被害に巻き込まれることもあります。

インターネットや携帯電話の利用者は低年齢層まで拡大しており、学校教育におけるパソコンの授業を通じて、サイト利用やメールマナーなどについて

て指導することが重要です。

「市民意識調査」において、「インターネットに関することで特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか」という問いに対して、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が33.5%で最も多く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」が22.2%となっています。

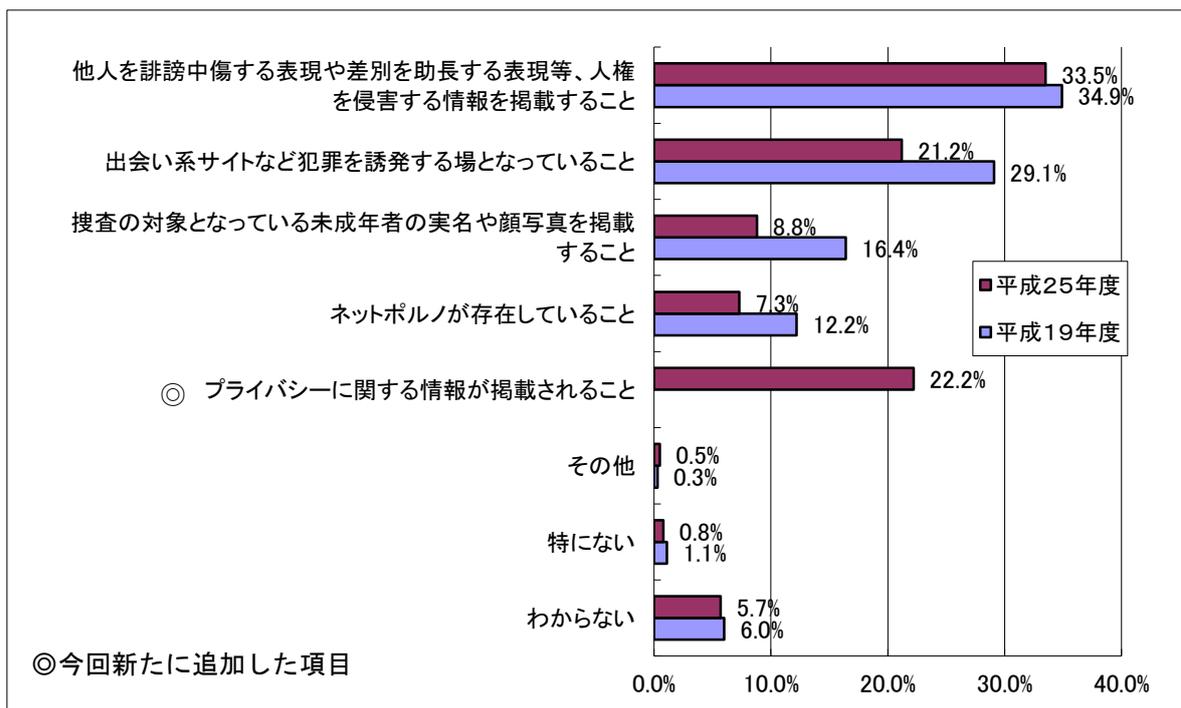
【取組の方針】

インターネット情報モラルについて啓発に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 小中学校における、全教育過程を通じた「情報社会に参画する態度」の育成及び発達段階に応じた情報モラル教育の推進
- ・ 子どもたちの情報モラルの向上に向けた保護者、地域との連携
- ・ 市民に対しての、インターネットなどを利用する際のモラル・ルールなどについての教育・啓発の推進
- ・ インターネット情報モラルについて啓発するための、保護者等の大人を対象にした、日々変わっていくインターネット環境に対応した情報モラル・ルールなどの研修会等の実施
- ・ 野田市における、個人情報保護条例に基づいた個人情報の適切な管理及び市で利用するシステムの安全性の確保と研修などによる職員の啓発
- ・ インターネットによる人権侵害に対して適切に対応するため、法務局などの関係機関との連携・協力

あなたは、インターネットに関することで、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（複数回答 3つまで）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

◎ 性的指向における人権問題（担当課：人権施策推進課、男女共同参画課、指導課）

【現状・課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛の対象が異性に向かう場合には異性愛、同性に向かう場合には同性愛、両性に向かう場合には両性愛と呼びます。

世界保健機関（WHO）は平成4（1992）年、「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」との見解を発表し、決して異常ではないことをアピールしていますが、セクシャルマイノリティー（同性愛・両性愛等性的指向の少数派の人々）は、偏見の目にさらされたり理解を得られないことがあります。

「市民意識調査」では、「異性愛、同性愛、両性愛といった性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」との問いに対して、「わからない」と回答した方が 23.5%で最多となっていることか

らも、理解が進んでいないことがうかがえます。

性的指向少数派の人々の人権擁護を図るため、今後も継続して市民への啓発に取り組んでいく必要があります。

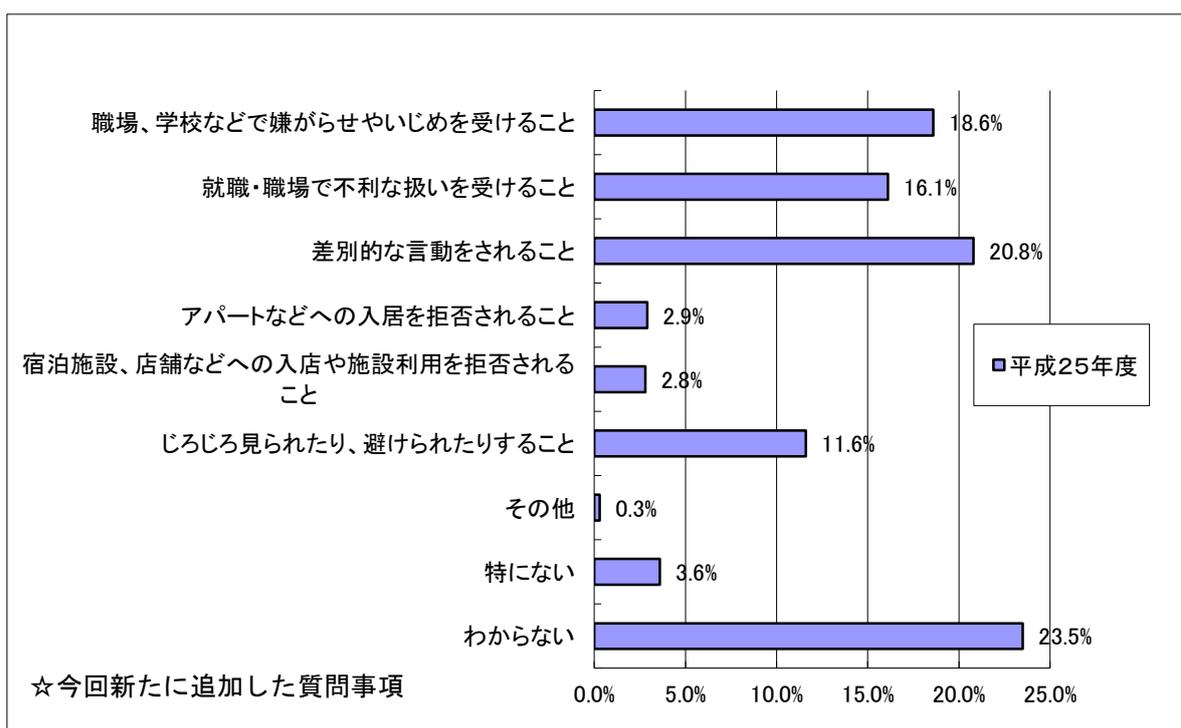
【取組の方針】

野田市においては、性的指向少数派者の人権擁護を図るため、今後も継続して市民への啓発に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 「人権ガイドブック」や「のだの明日」といった人権啓発用冊子や教職員向けの「学校人権教育ハンドブック」を活用した、啓発の推進

あなたは、異性愛、同性愛、両性愛といった性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

- ◎ 性同一性障害者に関する人権問題（担当課：人権施策推進課、男女共同参画課、指導課）

【現状・課題】

身体上と意識上の性が一致しない「性同一性障害者」については、平成16（2004）年7月施行の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づき、一定の条件により戸籍上の性別を変更することが可能になりました。

野田市においても、平成16（2004）年8月、各種申請書など公文書から不要な性別記載欄の削除を行ったところです。

しかし、「市民意識調査」では、「生物学的な性とこころの性が一致しない性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題起きていると思いますか」という問いに対して、「わからない」と回答した方が23.6%で最多となっていることから、理解が進んでいないことがうかがえます。

性同一性障害者の人権擁護を図るため、今後も継続して市民への啓発に取り組む必要があります。

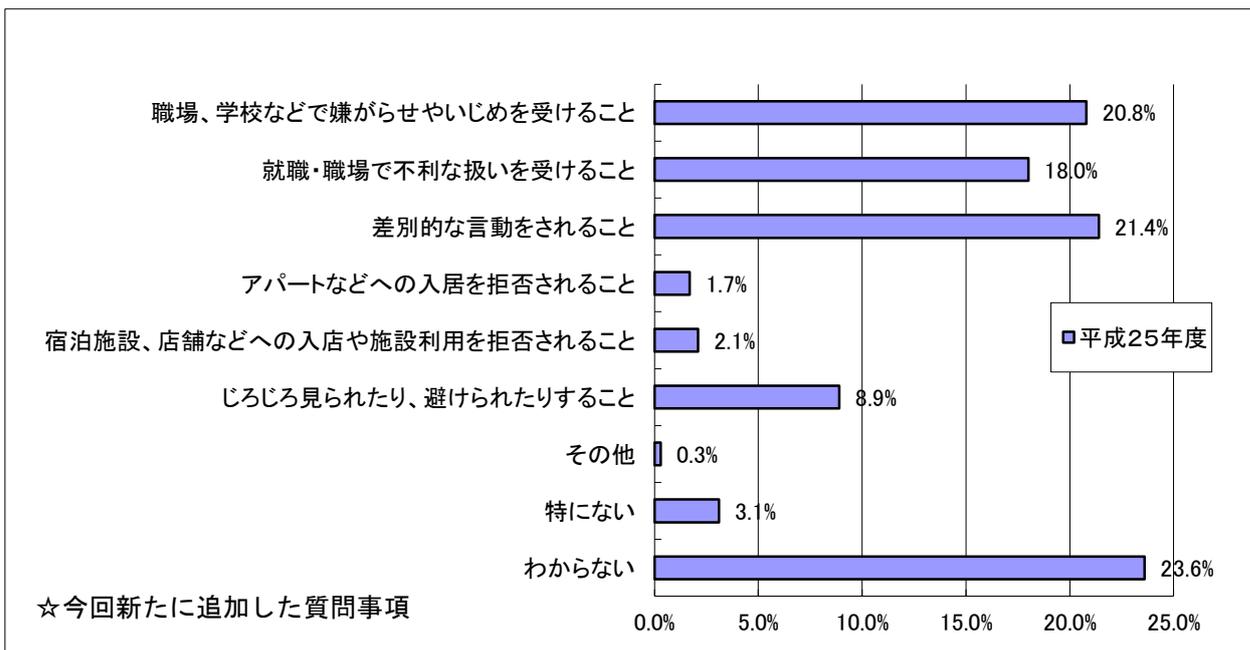
【取組の方針】

性同一性障害者の人権擁護を図るため、今後も継続して市民への啓発に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 「人権ガイドブック」や「のだの明日」といった人権啓発用冊子や教職員向けの「学校人権教育ハンドブック」の、様々な場面での活用、啓発の推進

あなたは、生物学的な性ところの性が一致しない性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

◎ 大規模災害に関する人権問題（担当課：人権施策推進課、市民生活課）
【現状・課題】

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、避難所におけるプライバシーの保護や、「避難行動要援護者」の方々への配慮が問題となりました。

また、それに続く原子力発電所の事故による被災地の方々に対する風評被害などの人権問題も取りざたされました。

「市民意識調査」では、「東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思いますか」という問いに対して、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかみや虐待」が35.4%と最も多く、「差別的な言動をされること」が18.8%と2番目に多い回答となっております。

こういった災害時の人権侵害を防ぐため、今後も市民への継続した啓発に取り組む必要があります。

【取組の方針】

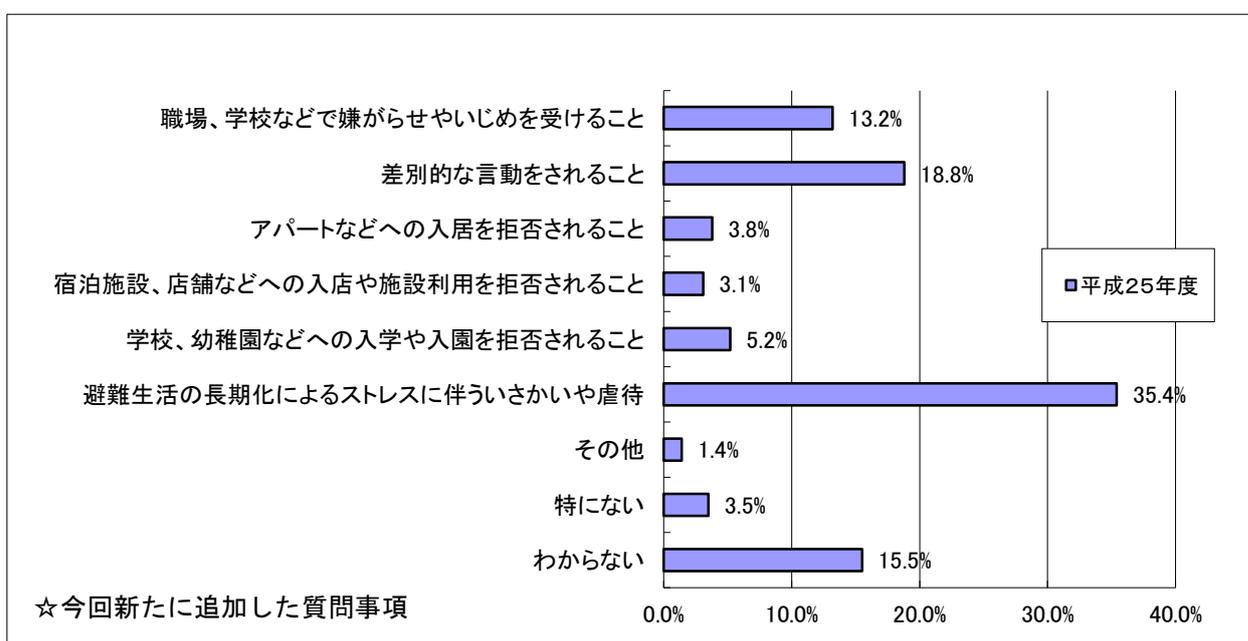
災害時の人権侵害を防ぐため、市民への継続した啓発に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 講演会のテーマに取り上げるなど、市民への啓発の推進

あなたは、東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思いますか。

（複数回答）



資料：平成25年度野田市人権に関する市民意識調査報告書

◎ その他（担当課：人権施策推進課）

これまでに述べてきた人権問題の他にも「アイヌの人々」や「北朝鮮当局による拉致」などの問題もあり、正しく理解し人権が尊重されるよう教育・啓発の推進に努めます。

目標（３）人権擁護の充実

目標 （３） 人権擁護の充実

法務省人権擁護局の平成 25 (2013) 年度人権侵犯事件状況報告によると、受理件数は 22,437 件、前年比 2.2%の減少で、内訳は、学校におけるいじめに関する人権侵犯にかかわるものが 4,034 件、前年比 1.2%の増、インターネット上の人権侵害情報に係る人権侵犯にかかわるものが 957 件、前年比 42.6%増でした。

私人間における人権侵犯事件では、暴行虐待（夫の妻に対する暴行、児童虐待など）が 4,452 件と最も多く、次いで、住居・生活の安全に関する侵犯（相隣間におけるものなど）が 3,265 件、強制強要（夫の妻に対する強要、ストーカー行為など）が 2,894 件、プライバシーに関する侵犯（インターネット等によるものなど）が 1,773 件、労働権に対する侵犯（労働基準法違反など）が 1,597 件と大きな割合を占めています。

また、「市民意識調査」によると、「今までに、人権が侵害されたと思ったことがありますか」という質問に 27.7%が「ある」と答えています。

人権問題に関して市民がどんなことでも、気軽に相談できるよう相談窓口の充実が必要です。また、人権侵害を受けた場合の救済制度について様々な機会を捉えて市民に周知するとともに、法務省の人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）との緊密な連携が必要です。

資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書（p 8 参照）

施策の方向 ①相談窓口の充実

【現状・課題】

市民の様々な悩みや相談に対応するために、人権擁護委員による人権相談、女性のための相談、家庭児童相談、子ども SOS、教育・いじめ相談、教育相談、心配ごと相談、職業相談、消費生活相談、法律相談、一般相談などの窓口を設けてそれぞれ相談を行っているほか、各担当窓口でも毎日相談を受け付けています。

なお、障がい者に関する相談については、平成 23 (2011) 年 6 月に成立した障害者虐待防止法を受けて、平成 24 (2012) 年 10 月から従来の相談窓口を障がい者総合相談センターに変更し、障がい者への虐待の防止や迅速な対応、適切な支援などにも取り組んでいます。

また、毎年秋には、市民の基本的権利を守り社会秩序を確立する精神を高めることを目的に各種相談を一同に集めての「総合相談」を市役所で実施しています。

今後も市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携を図るとともに、内容の充実に努める必要があります。

【取組の方針】

市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携を図るとともに、内容の充実に努める必要があります。

【主な取組】

人権で困ったときの相談窓口が一目で分かる「人権ガイドブック」の作成、公共施設や学校、民生委員児童委員、自治会長などへの配布

施策の方向 ②人権侵害被害者への対応の充実

【現状と課題】

法務大臣から委嘱された人権擁護委員（野田市では9人）は、人権を侵害された被害者からの相談や申告を受けた場合、直ちに法務局と協議し、必要な調査を行っています。

その結果、侵犯事実の認定がされた場合には、ケースに応じて、援助、要請、説示、勧告、告発などの救済措置を行っていますので、人権侵害を受けた場合の救済制度について、制度の更なる周知を図る必要があります。

【取組の方針】

人権侵害を受けた場合の救済制度について、様々な機会を通じて制度の更なる周知を図るとともに、人権侵害があった場合には、人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）と連携し、速やかな対応に努めます。

【主な取組】

- ・ 人権侵害を受けた場合の救済制度について、人権週間や人権擁護委員の日といった様々な機会を通じた制度の更なる周知
- ・ 人権擁護機関との連携の強化

目標（４）計画の推進

目標 （４） 計画の推進

1 推進体制

施策の方向 ①全庁体制での取組

行政には、人権と関係のない部局はありません。あらゆる部局は市民の権利と密接に関係のある業務を行っており、公務の遂行に当たっては、一人一人の職員が人権尊重を基本とする認識・姿勢を持たなければなりません。

このような認識も踏まえて本行動計画の積極的な推進を図るため、市長を本部長とする「野田市人権施策推進本部」を中心として、全庁体制で相互に連携を密にしながら、法改正や状況の変化を見据えつつ取組を進めます。

2 関係機関・団体との連携

施策の方向 ①関係機関・団体との連携

本行動計画の推進に当たっては、施策の性格として広域的な展開が求められるものについては、国（法務省の地方機関としての地方法務局）、県、近隣市と連携をとりながら取り組むこととし、千葉県市町村人権施策連絡会における情報交換や合同研修会などの場を活用します。

また、現在、柏人権擁護委員協議会野田部会、野田市人権啓発推進企業連絡協議会などの人権関係者、企業のほか、ボランティア団体など市民団体やNPOなどとの協力連携により、様々な機会を利用して積極的に啓発事業を進めているところですが、今後も、人権や福祉について先進的な取組をしている団体や関係者などの情報を集め、新たな連携の検討や人権教育・啓発の手法の研究に努めます。

また、公益財団法人人権教育啓発推進センターの人権ライブラリー、人権啓発指導者養成講座などを積極的に利用するとともに、一般社団法人千葉県人権啓発センターの情報誌や講演会により千葉県内の人権に関する情報を得ていきます。

3 人権施策の周知及び人権教育・啓発の推進

本行動計画は、個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市宣言の推進を目指し、野田市として市民ぐるみで取り組むための行動指針であり、市民が講演会などの事業・施策に積極的に参画し、また、人権施策に関する事業を必要に応じて利用できるよう周知に努めることが大切です。

「市民意識調査」では、「人権講演会やイベントに参加したりしたことがありますか」では「参加したことがない」という回答が 81.4%という結果でした。

また、今後市が取り組んでいくことが必要なこととして、「学校や地域における人権教育の充実 26.2%」、「市報での啓発記事の充実 19.2%」、「講演会・研修など 15.3%」などが挙がっています。

市では平成 24（2012）年度に「人権ガイドブック（改訂版）」を作成し各種相談窓口などを紹介したところですが、今後も幅広い層の市民が事業・施策に参画し、また利用できるよう、市報やホームページなどを通じて積極的なPRを行い、資料や情報の提供に努めます。

本行動計画に盛り込まれた事業・施策を効果的に推進するためには、市民一人一人が自分自身や他の人の人権の大切さや、人権にかかわる各種の課題について正しく理解することが必要です。このため、人権教育・啓発を行うに当たって、次の点に留意しながら進めます。

資料：平成 25 年度野田市人権に関する市民意識調査報告書（p 25、p 74 参照）

施策の方向 ①誰もが分かりやすい言葉での教育・啓発

教育・啓発の対象者は全市民であり、子どもじんけん映画会や企業人権教育研修会などを通じて、多様な年齢や職業の市民一人一人の生活の中に人権意識が根付くことを目標に、明確かつ簡易な表現での情報発信に努めます。

施策の方向 ②誰もが受け入れやすく興味を持てる教育・啓発

児童・生徒に向けた教育読本の作成や市民向け啓発冊子「のだの明日」の改訂などに当たっては、本行動計画の目的と内容を踏まえるとともに、それぞれの段階で興味を持って、気軽に読んでもらえるよう工夫をします。

また、講演会や講座などについては、より多くの市民が参加できるよう、一般向け講演会及び出前講座を実施しますが、更に内容を工夫します。

施策の方向 ③様々な機会を利用した教育・啓発

野田市では様々な行事が開催されており、これらの機会を利用して、特定の人々や団体だけでなく、これまで人権問題に関心のなかった人も教育・啓発事業に参加できるように工夫し、あらゆる人々がそれぞれの認識や理解に応じて人権意識を高めていけるよう努めます。

また、柏人権擁護委員協議会野田部会との連携により、特設の人権相談コーナーを設けるなどの手法により相談窓口と人権擁護委員の活動について一層の周知を図ります。

4 計画のフォローアップ及び見直し

施策の方向 ①野田市人権施策推進本部による進行管理

本行動計画の事業・施策が適切に推進されているか、また効果を上げているかという点について定期的にフォローアップをしていくため、施策体系に基づき野田市人権施策推進本部が進行管理を行います。

施策の方向 ②野田市人権施策推進協議会への報告及び諮問

本行動計画の事業・施策について、定期的に又は適宜野田市人権施策推進協議会に報告し意見を求めます。

本行動計画は、計画期間の終了、又は必要に応じて見直すこととし、見直しに当たっては野田市人権施策推進協議会に諮問することとします。

参考資料

- 用語集

用語集（五十音順）

【あ行】

○アシスタント・ドッグ（Assistance Dog）

身体に障がいを持つ人を助ける犬。平成 14（2002）年に施行された身体障害者補助犬法によると、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことをいう。

○インフラ（ストラクチャー）

国や地域が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設。道路、通信手段、港湾施設、教育・衛生施設などが含まれる。

○えせ同和行為

「同和問題はこわい問題であり避けた方がよい」といった誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、不当な利益や義務なきことを要求する行為。

○IT（Information Technology）

インターネット、通信、コンピュータなど情報処理に関する技術の総称。

○HIV

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略語。HIVは、感染力の弱いウイルスであり、HIV感染者の唾液や汗や尿を媒介としては感染せず、「血液・精液・膣分泌液・母乳」が体内に侵入することでのみ感染しうる。HIV感染による免疫力低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群）の発症までには10年以上かかると言われている。しかも、近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療が確立されてきている。

○NPO（Nonprofit Organization）

政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う非営利の組織・団体をいう。法人格をもつ組織（公益法人、特定非営利活動法人など）と法人格をもたない組織（ボランティアグループなどの任意団体）がある。

【か行】

○キャリア教育

キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育。子ども達が将来、社会人・職業人として自立していくうえで必要な力や勤労観・職業観を身に付けることを目的としている。

○ケアマネジメント

介護支援サービス機能。介護の必要な障がい者や高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

○国際人権規約

昭和46（1966）年の国連総会で採択された基本的人権を国際的に保護するための条約で、世界人権宣言を補強し、締結国に対して法的拘束力を持つ。

社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）、自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）、選択議定書（市民的政治的諸権利に関する選択議定書）から構成される。

社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約ともいう。

○コミュニケーション

社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。言語・文字・身振りなどを媒介として行われる。

【さ行】

○サイト

「ウェブサイト（Web Site）」の略。インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集合体。

○児童虐待相談電話「子どもSOS」

虐待を受けている子ども本人や、虐待の疑いのある親子を発見した方からの通報や、虐待をしているのではと悩んでいる保護者などからの電話相談を受ける取組のこと。

○人権（Human Rights）

すべての人間が生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利。誰もの人権が尊重されるためには、自分だけの人権だけでなく他人の人権も尊重し、お互いの権利を認めあうことが必要とされている。

○人権教育のための国連10年

平成6（1994）年の第49回国連総会において決議された、平成7（1995）年から平成16（2004）年の10年間を指す。人権という普遍的文化を世界中に創造することを目的としている。

○情報モラル

情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度のこと。

○スキルアップ

技能や能力を向上させること。

○スキンシップ

肌と肌との触れ合い。また、それによる心の交流のこと。

○スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の

相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

○ストーカー行為

特定の人物に対する恋愛感情やそれが満たされなかったときの怨恨の感情を満たすために、当該特定の人物またはその配偶者、親族などに対し「つきまとい等」を繰り返すこと。

○性的指向（Sexual Orientation）

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す。

○性同一性障害

性染色体によって規定される生物学的・身体的性と、自身の性自認とが食い違っている状態。つまり、自分は女である、または男であるという意識と身体とが一致しない状態をいう。

現在では、性自認の方を尊重するかたちでの治療が進められているが、精神科領域での治療や、ホルモン療法などによっても患者の苦痛を除去できない場合には、外科的手術として性別適合手術が行われる。

性別適合手術を受けても、生活上の性と戸籍上の性が違うため、就職や結婚、医療を受ける際などに不都合が生じていたが、平成15年（2003）年7月「性同一性障害者の性別取り扱い特例法」が制定され、性別適合手術を受けた者については、独身の成人であること、子どもがいないことという条件付ではあるが、戸籍上の性を変更することが可能になった。

○世界人権教育プログラム

「人権教育のための世界プログラム」ともいう。初等中等教育における人権教育の推進に焦点をあてた「第1段階」が平成17年（2005）年から平成19（2007）年まで実施され（その後2年間延長）、平成22（2010）年からの5年間は、高等教育における人権教育並びに教育者、公務員、法執行者及び軍隊における人権研修に焦点をあてた「第2段階」が実施されている。

○世界人権宣言

昭和 23（1948）年 12 月 10 日、第 3 回国連総会で採択された一般的人権宣言のことで、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準とされている。これを記念して、毎年 12 月 10 日が「世界人権デー」とされ、日本では、この日に先立つ一週間を人権週間としている。

○セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。相手の意に反した性にかかわる言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。上司と部下といった権力的な上下関係を利用したセクシュアル・ハラスメントは、被害者にとって、就業環境を著しく悪化させることにつながる。また、学校でも、教師と学生・生徒との間の特別権力関係を利用したセクシュアル・ハラスメントも社会問題となっている。

○SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

「Social Networking Service」の略語。登録された利用者同士が交流できる会員制サービスのこと。身近で便利なコミュニケーションの手段ではあるが、プライバシーの侵害や詐欺の被害といった事例も発生しているため、特に個人情報の取り扱いには注意する必要がある。

○ソーシャルワーク（Social Work）

様々な社会福祉サービスを、実際に利用者に提供するときに必要なとされる専門的な援助技術のこと。

【た行】

○地域ケアシステム

在宅の対象者が、住み慣れたコミュニティで自分らしい暮らしを続けられるように、地域の社会福祉機関や施設において行われる社会福祉の仕組。

○中1ギャップ

小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校になったり、いじめが急増するといった現象。

○特定職業従事者

地方公務員（市職員）、教職員、保健・医療・福祉関係者のこと。

○特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を支援するための教育のこと。

○ドメスティック・バイオレンス（DV=Domestic Violence）

夫婦や恋人など親密な関係において行われる暴力。暴力には身体的な暴力のみならず、精神的・性的・経済的暴力などあらゆる形態のものが含まれる。かつては、親密な間柄で起きる暴力は社会問題として取り上げられなかったが、女性に対する明確な人権侵害として認識されるようになった。

【な行】

○ニート（NEET=Not in Employment, Education or Training）

働かず、教育も訓練も受けていない若い無業者のことで、いわゆるフリーターとは区別されている。

○ノーマライゼーション

高齢者や障がい者であることを特別視し、差別したり、隔離したりすることなく、現実の規範（norm）を変えつつ、対等な人間として、ともに生きる社会の実現を旨とするという福祉の理念をいう。

【は行】

○バリアフリー

高齢者や障がいのある人が、できる限り自立して安全に日常生活を営めるように配慮した環境（まち・住まい）づくりを行うという考え方。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な制約要因についても障壁（バリア）にとらえ、これを除去していこうという考え方をいう。

○パワー・ハラスメント

上役が権限や地位を利用して部下に嫌がらせをすること。

○ハンセン病

らい菌による感染症。感染力、発病力ともに非常に弱いですが、長く治療法が確立せず、患者は顔や手が変形する症状や「遺伝病」との誤解などから、激しい差別や偏見をうけました。1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発されて以来、治療法の研究が進み、今では発病しても通院治療で治り後遺症も残らない。

○ファシリティマネジメント

市の土地、建物、設備等の施設について、経営的な視点から設備投資や管理運営を行い、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ること。

○プライバシー

個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利を指す。

○法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は昭和35（1960）年7月に制定された「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、それぞれの労働

者・職員数の割合に応じて一定数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

【ら行】

○ライフスタイル

生活の様式や営み方のこと。または、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方を指す。

○リハビリテーション

何らかの障がいを持つ人の身体的・精神的・社会的能力を最大限に回復させるために行う機能訓練や、社会復帰のために行う専門的な指導のこと。

【わ行】

○ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。日常生活において、勤務先などでの仕事の遂行と充実した生活との両立を図ることをいう。